

国史跡鴻臚館跡整備基本構想 (案)

平成 27 年 2 月

福 岡 市

目次

I. はじめに	1
1 策定に至る経緯	1
2 目的	1
3 対象範囲	2
4 体制	2
5 上位計画、関連計画	3
(1) 上位計画	3
(2) 関連計画	3
(3) 史跡関連計画	4
(4) 鴻臚館跡整備に係る考え方の整理	5
II. 史跡の概要と現況	7
1 鴻臚館の歴史	7
(1) 文献記録にみる筑紫館・鴻臚館	7
(2) 鴻臚館の立地	8
(3) 発掘調査による解明	9
2 鴻臚館の現況	11
(1) 国史跡への指定	11
(2) 遺構の破損状況（中世・近世・近代・戦後）	12
3 鴻臚館跡の本質的価値とその構成要素	13
(1) 鴻臚館の歴史的要素	13
(2) 歴史の重層性を構成する要素	19
(3) その他の要素	19
4 課題の整理	20
(1) 調査・研究	20
(2) 保存・整備	20
(3) 公開・活用	21
III. 基本理念	22
1 基本理念	22
2 基本的な方向性	23
3 整備に向けた考え方	24
(1) 調査・研究	24
(2) 保存・整備	24
(3) 公開・活用	24
IV. 基本方針	26
1 ゾーニング	26
(1) 上位計画、関連計画にみるゾーニング	26
(2) 本構想のゾーニング	27

2	調査・研究の方針	28
(1)	既設調査区域	28
(2)	未調査区域	28
(3)	鴻臚館関連遺跡	28
3	整備・保存の方針	28
(1)	遺構保存の方針	28
(2)	復元の方針	29
(3)	景観保全に関わる方針	31
(4)	既存施設に関わる方針	31
4	公開・活用	31
(1)	公開・活用に関わる方針	31
(2)	案内・解説に関わる方針	32
(3)	便益・管理に関わる方針	32
(4)	周辺文化財との連携に関わる方針	33
5	段階的な整備の方針	34
(1)	前期	34
(2)	後期	35
(3)	将来像	35

I. はじめに

1 策定に至る経緯

（国史跡鴻臚館跡の調査の進展）

○昭和 62 年、旧平和台野球場外野スタンド改修に伴う発掘調査を契機として、昭和 63 年度より「鴻臚館跡調査研究指導委員会」の指導を受けながら調査の実施。平成 5 年度に、国史跡福岡城跡地内の 7 地区を調査対象区として、5 カ年を 1 期とする調査区分第 I～VII 期（35 年間）の長期的調査計画を策定。平成 25 年度、調査区分第 V 期の北館部分の調査終了。

○国史跡指定は平成 16 年 9 月 30 日の官報において「史跡鴻臚館跡」の指定が告示。

○整備は第 I 期整備として、平成 5～7 年度の 3 ヶ年度で南館部分に展示館建設、館外遺構整備を実施。

（国史跡福岡城跡の整備計画策定）

○平成 17 年度、『福岡城跡保存整備基本構想』、平成 23 年度、『福岡城跡保存管理計画』を策定。これらを基に、平成 24 年度より福岡城跡の具体的な整備・活用計画となる『国史跡福岡城跡整備基本計画』（以下本文では福岡城整備基本計画とする）の策定が着手される（平成 26 年度策定）。

（鴻臚館跡、福岡城跡の活用への期待）

○平成 24 年 12 月策定の『第 9 次福岡市基本計画』では、「緑と歴史・文化のにぎわい拠点づくり」の施策として、歴史文化資産である「鴻臚館跡」、「福岡城跡」の二つの国史跡を活用した整備を進める方向性が示されている。

○平成 25 年度より、『第 9 次福岡市基本計画』が目指す姿の実現に向かう一つの取り組みとして、都心に近い貴重な緑地空間として広く市民に親しまれている大濠公園・舞鶴公園の一体的な活用を図り、市民の憩いと集客の拠点づくりを進めるため、「鴻臚館跡」、「福岡城跡」の二つの国史跡の活用も含めた『セントラルパーク構想』の策定に着手される（平成 26 年度策定）。

2 目的

鴻臚館跡の現状や課題の整理を行うとともに、福岡城跡整備基本計画及びセントラルパーク構想との整合を図りながら、「国史跡鴻臚館跡」を適切に保存し、鴻臚館の本質的価値や福岡城跡との歴史の重層性などの特徴を活かした整備・活用を推進するための『国史跡鴻臚館跡整備基本構想』（以下本文では鴻臚館跡整備基本構想とする）を策定するものである。

3 対象範囲

対象範囲は、「国史跡鴻臚館跡」の指定範囲（福岡城跡整備基本計画の「鴻臚館ゾーン」）を原則とする。加えて、史跡指定範囲外で福岡城内に鴻臚館関連施設が予想される範囲（舞鶴球技場、野球場、福岡高等裁判所等）も含めて取り扱うものとする。

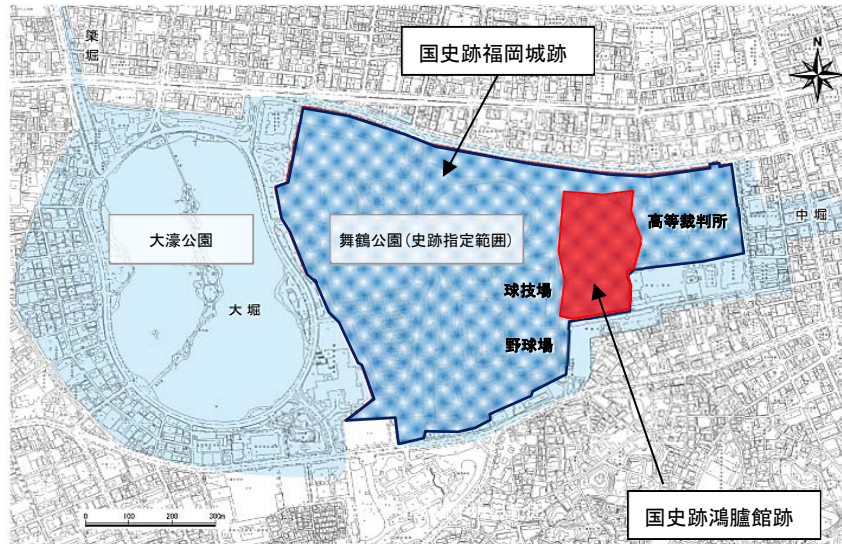


図 I - 1 : 史跡鴻臚館跡・福岡城跡位置図

4 体制

適正な基本構想を策定するため、考古学、国史学、建築史学、造園学、環境設計学の分野の学識経験者からなる「鴻臚館跡整備検討委員会」を設置し、その指導・助言を受けながら策定した。

また、鴻臚館跡は国指定史跡であるとともに、「国指定史跡福岡城跡」の城内に位置すること、また公園や観光とも連携が必要であることから、関係機関と十分な協力体制をとった。

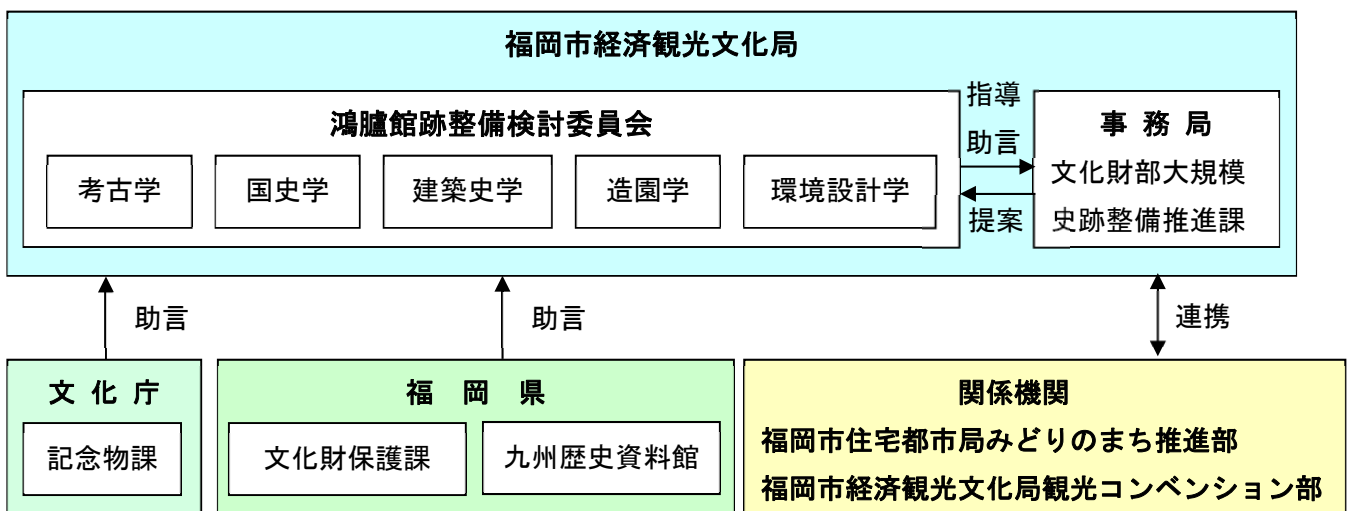


図 I - 2 : 体制図

5 上位計画、関連計画

本構想の位置づけは以下のとおりであり、上位計画を踏まえ、各関連計画との整合を十分図ったうえで策定した。

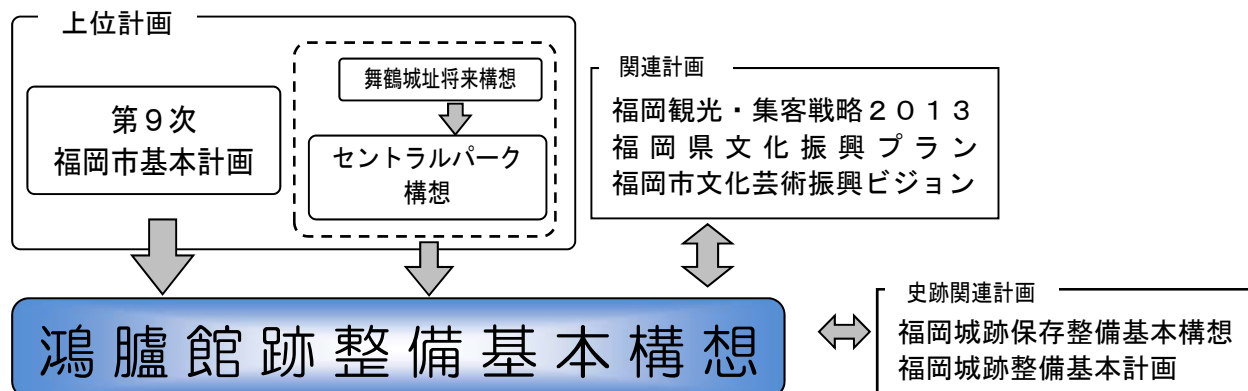


図 I - 3 計画相関図

(1) 上位計画

○ 第9次福岡市基本計画（平成24年12月策定）

「福岡市基本構想」に掲げる都市像の実現に向けた方向性を、まちづくりの目標や施策として総合的・体系的に示した10年間の長期計画。計画の施策5-2「緑と歴史・文化のにぎわい拠点づくり」において、歴史文化資産である「鴻臚館跡」、「福岡城跡」の二つの国史跡を活用した舞鶴公園の整備の方向性を示す。

○ セントラルパーク構想（平成26年6月策定）

大濠公園と舞鶴公園を一体的に活用し、県民・市民の憩いの場として、歴史、芸術文化、観光の発信拠点として、公園そのものが広大なミュージアム空間となり、人々に感動を与えるような公園づくりを目指すための考え方や方向性が示される。

(2) 関連計画

○ 福岡観光・集客戦略2013（平成25年3月策定）

福岡市のさらなる経済の発展と都市の成長を図るため、行政・市民・企業が共働して、オール福岡で取り組むための戦略として策定。計画の「戦略-6 2000年に及ぶ歴史資源の観光活用戦略」において、鴻臚館・福岡城の整備についての基本構想・計画の策定が盛り込まれ、計画に基づく石垣・櫓などの整備検討を行うとされる。

○ 福岡県文化振興プラン（平成17年3月策定）

文化芸術を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、とびうめ国民文化祭の成果を活かしながら、本県文化芸術の一層の振興を図る施策を効果的に展開していくために策定。計画の「4 文化資源の保存・継承と再生・活用」において、歴史上重要な史跡や近代化遺産など、県民共通の貴重な文化遺産である各種文化財を適切に保存・整備していくとともに、次世代への継承や公開・活用に努めると謳われている。

○ 福岡市文化芸術振興ビジョン（平成20年12月策定）

福岡市の文化芸術の役割・機能を再認識し、今後の文化芸術政策にあたっての基本的な

方向性を示す。「2. アジアを視野に、多彩な人々が集う文化芸術の振興」において、歴史施設や遺跡を、市民が愛着を持ち、誇れるものとするために、その保存・公開・普及活動を行い、都市観光の観点から、福岡の魅力として発信するとともに、多くの人々が訪れやすい環境を整備していく方針が定められている。

(3) 史跡関連計画

○ 福岡城跡保存整備基本構想（平成 18 年 3 月策定）

将来にわたり、福岡城跡全体の保存整備や管理運営、活用等の基本的な方向性について策定。保存理念として、本市の歴史のおよび文化財保護の象徴として、福岡城の多様な価値の保存、多面的な文化的活動の官民一体となった推進などを掲げ、鴻臚館跡について、ゾーニング、整備の指針が示されている。

○ 福岡城跡整備基本計画（平成 26 年 6 月策定）

「福岡城跡保存整備基本構想」と「国史跡福岡城跡保存管理計画」の理念と方針を引き継ぎ、「国史跡福岡城跡」を適切に保存し、確実に次世代にその歴史的価値を継承することにより、本市の歴史・文化・まちづくりに資することを目的として、整備・活用を推進するための内容やスケジュールが示される。

(4) 鴻臚館跡整備に係る考え方の整理

○ セントラルパーク構想（平成 26 年 6 月策定）

基本理念

時をわたり、人をつなごう
 ～未来へつながる福岡のシンボルへ～

基本的な方向性

- 空間をつなぐ
 大濠公園と舞鶴公園一帯の空間をつなぎ、一体感のある緑地空間づくり
- 時をたどる
 福岡にしかない重層的な歴史資源を活かし、福岡二千年の時をたどる空間づくり
- にぎわいをつくる
 観光集客機能の向上によるにぎわいをつくり、都市の活性化につなげる拠点づくり
- みんなで育てる
 「まちの公園」から「公園のまち」へ展開し、みんなで育てる公園づくり

整備に向けた考え方として、遺構の保存・復元を原則とし、サイトミュージアムとしての整備活用を図りながら最も適切な手法で公園と史跡の融合と調和を図ります。

ゾーニング

「セントラルパーク構想」では対象地を 4 つのゾーンに分け、その中の「鴻臚館ゾーン」は「鴻臚館跡の史跡指定範囲を鴻臚館ゾーンとします。発掘調査、資料の収集に努め、鴻臚館の復元整備を図り、古代の歴史文化の学習の場、迎賓や交流の場として鴻臚館の時代に思いを馳せることができる活用を図ります。」とされている。



図 I - 4 ゾーニング図とゾーンの重なりイメージ

方向性ごとの整備の方針

<時をたどる方針>

都市の歴史の重層性が表現できる史跡の復元整備と公開・活用

福岡にしかない二重の国指定史跡について調査・保存し、後世に伝えていくとともに、時代が異なる二つの史跡の重層性を正しく理解してもらうための復元整備に積極的に取り組みます。鴻臚館や福岡城の情報発信やガイダンス、様々な活用が図れる拠点施設の整備を検討します。また、歴史文化資源がより身近な存在となるよう、インターネットやパンフレットなどを活用し、イベントやプログラムなどを積極的に情報発信するとともに、情報の受け手に配慮し、より効果的な情報発信手法を検討していきます。

○ 福岡城跡整備基本計画（平成 26 年 6 月策定）

ゾーニング

「福岡城跡整備基本計画」では対象地を4つのゾーンに分け、その中の「鴻臚館ゾーン」は「双方の景観配慮と歴史の重層性の表現」という整備の方向性が定められ、整備の考え方として「福岡城と鴻臚館跡の、両者の景観を損なわないことに十分留意した整備を行い、かつ歴史の重層性の表現を目指す。」とされている。

保存修復計画

遺構の保存修復について「歴史の重層性を確認できる鴻臚館跡や陸軍施設の遺構について、また、その他貴重な遺構について、保存状態の現状把握に努め、必要に応じて調査を行い、学術的な検討を踏まえながら適切な方法による保存修復を行う。」とされている。

復元整備計画

鴻臚館跡の復元整備については「歴史の重層性が保たれるよう別途計画を進める鴻臚館跡整備基本構想と調整を図る。」とされている。

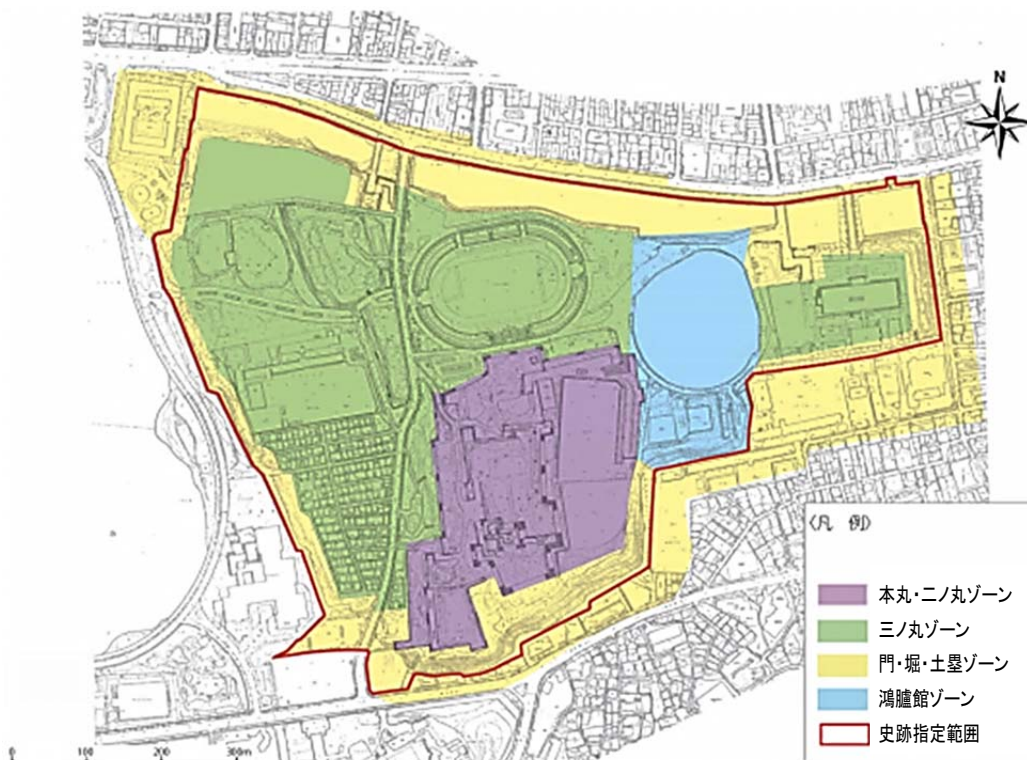


図 I-5 地区区分図

II. 史跡の概要と現況

1 鴻臚館の歴史

(1) 文献記録にみる筑紫館・鴻臚館

鴻臚館は、わが国古代において、外国からの賓客を接待し滞在させるために、平安京（京都）・難波（大阪）と筑紫に設けられた施設の名称である。

鴻臚館が設置された筑紫は、日本書紀 宣化天皇元年（536年）の「夏五月辛丑朔、詔曰、食者天下之本也。黄金萬貫、不可療飢。白玉千箱、何能救冷。夫筑紫國者、遐邇之所朝屆、去來之所關門。」（夏五月一日、詔して、「食は天下の本である。黄金が万貫あったところで、飢えをいやすことはできず、白玉（真珠）が千箱あったところで、冷（寒さにこごえること）を救うことはできない。そもそも筑紫の国は、遠近の国々が朝貢してくるところ、往来の関門とするところである」 井上光貞監訳「日本書紀Ⅱ」より抜粋）の記述からも、この地域が古代日本の国際交流における「往来の関門」という位置づけであったことがうかがえる。

鴻臚館の前身は、『日本書紀』持統天皇二年（688）に初出する筑紫館であると考えられる。筑紫館は、中国・朝鮮からの使節が来航するとこれを臨検し、朝廷にその来意を報告、使節を収容し衣食を提供した。朝廷が使節の上京を許可すると、使節は沿海の国司によって、瀬戸内海を通過して護送され、難波館、古代宮都の客館に滞在し、天皇に謁見して任を終えると、再び筑紫館に戻り、そこから帰国した。また、わが国から中国・朝鮮に派遣された遣唐使・遣新羅使は、筑紫館で渡海船の儀装を整え、風待ちし、九州沿岸を西航、船出して行くなど、筑紫館は内外使節の出入国窓口として大きな役割を担っていた。

9世紀になると唐・新羅との外交が途絶して、前半には新羅商人、後半以降は唐商人の来航が増加し、鴻臚館は次第に中国商人らによる滞在場所・交易の場と変容していった。また、中国を目指す入唐僧らも、鴻臚館にいったん入って機会を待ち、中国人商人の船で中国に渡航するようになった。

一方、筑紫館・鴻臚館は、新羅に対する博多湾防衛にとっても重要な施設であった。鴻臚館に配された防衛施設は、寛平七年（895）の太政官符に「博多警固所」という名称で登場する。

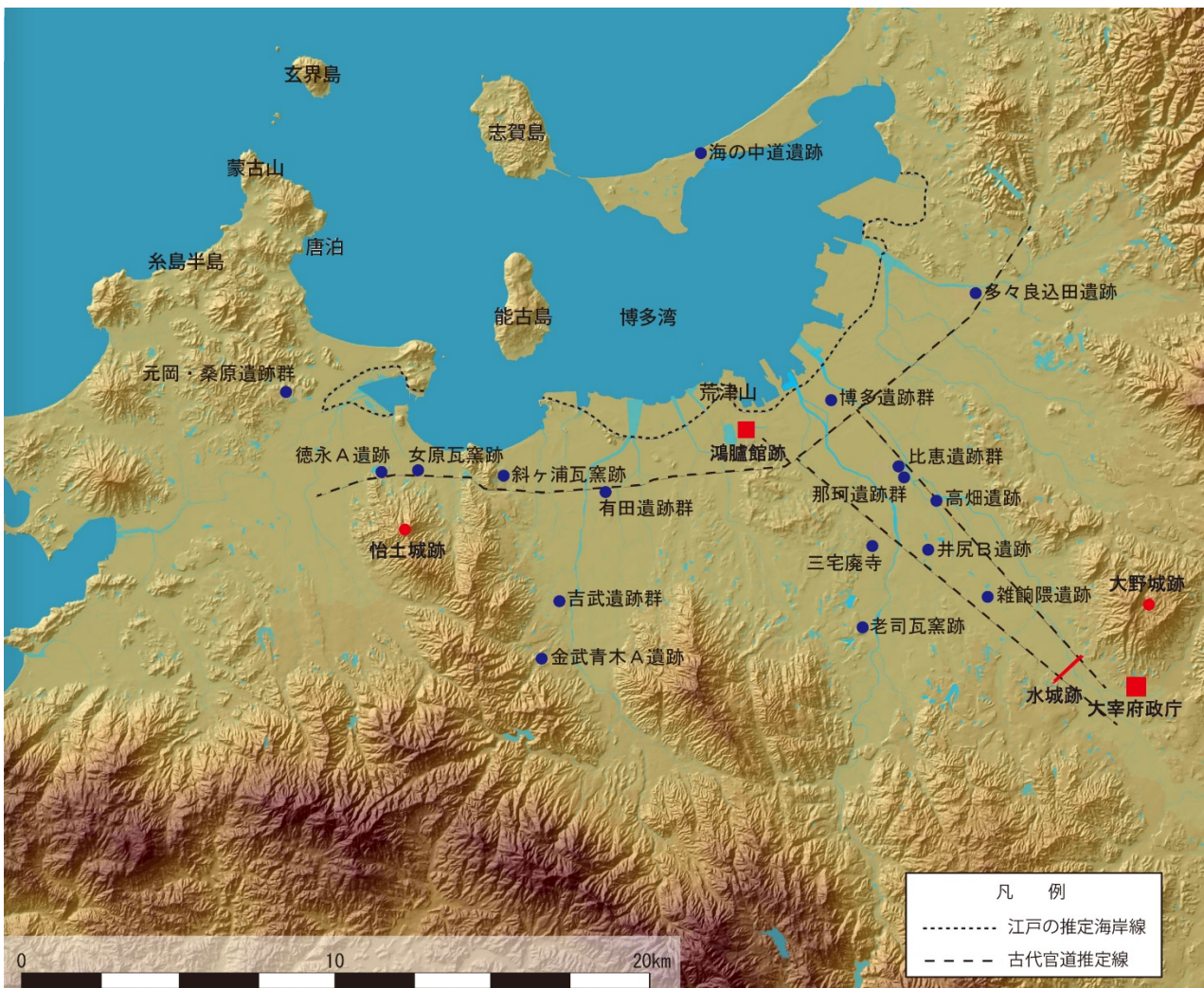
筑紫の鴻臚館を指すとみられる史料としては、平安時代の私撰歴史書である『扶桑略記』に記述があり、永承二年（1047）に、大宰府が「大宋国商客宿房」に放火した犯人4人を捕縛・禁獄したとされるが、これを最後に史料が見られなくなる。

このように、鴻臚館に設置された諸施設及びその構成を示す史料は少なく、史料に見られる鴻臚館に関する施設としては、「鴻臚北館門楼」「鴻臚北館」「鴻臚中嶋館」「博多警固所」などがあり、「客館」「客房」という表現も見え、倉庫や厨が設けられていたと考えられる。しかし、これらの施設の配置・構成を示す史料は皆無である。近世以降の資料としては、福岡藩の地誌類に福岡城天主台脇に「警固大明神」の祠の存在が記録されており、これが「博多警固所」に関わる可能性がある。

(2) 鴻臚館の立地

博多湾は、東～北側を海の中道・志賀島、西側を糸島半島に囲まれた巾着状を呈し、志賀島と蒙古山の間には玄界島・能古島がそれぞれの中央部に座り、開口部を二分するなど、天然の良港と言える地形に恵まれている。

鴻臚館は、博多湾に面する丘陵の先端に立地し、東には低地から後背湿地が広がり、西には入り江（現大濠公園）から西に潟が広がっていた。北はすぐに海に落ち、入り江の開口部を隔てて荒津山（現西公園）を望む。この地は、博多湾に突き出した出島のような景観を持ち、博多湾を一望できるとともに、逆に周囲からその出入りが監視しやすいという地形条件を備えていた。



図Ⅱ－1：博多湾周辺古代遺跡分布図

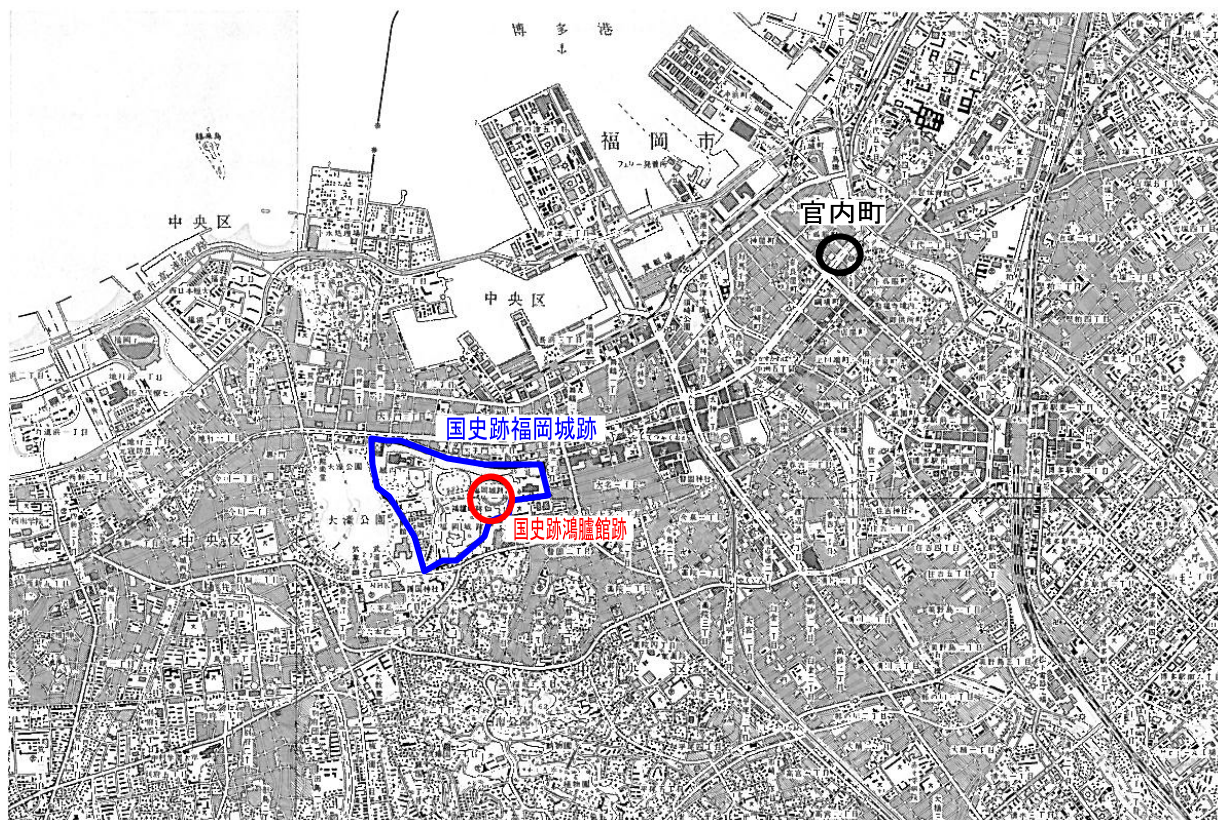
(3) 発掘調査による解明

① 位置の特定と開発

鴻臚館の位置は、文献史料から博多湾に設置されたことが明らかであり、近世地誌においては、博多の官内町が鴻臚館（内）の遺称と考えられていた。

大正時代には、中山平次郎が「万葉集」の遣新羅使の歌にみえる情景等を手がかりに、当時の陸軍福岡第二四連隊兵営内被服庫、武器庫、火薬庫付近（現在の史跡指定地内）と推定し、大正4年（1915）に一年に一回のドンタク祭期間だけ一般市民に開放された福岡二四連隊敷地内に入り、被服庫、武器庫、火薬庫付近を踏査して、おびたしい奈良・平安時代の古代瓦を採集し、鴻臚館跡は福岡城内にあると結論づけた。

ところが戦後になると、中山の推定した鴻臚館跡に、昭和23年（1948）国民体育大会のサッカー競技場が建設され、翌24年（1949）市民野球場への改築工事、昭和29年（1954）ナイター設備建設工事、昭和32年（1957）土塁からの土取り工事、昭和38年（1963）福岡高等裁判所合同庁舎建設工事などが行われ、開発による遺跡破壊が続けられた。



図Ⅱ－２：鴻臚館跡位置図

② 発掘調査

そのような状況にあつて、昭和 26 年(1951)に、平和台野球場南側バレーコート造成に伴い、第 1 次発掘調査が行われた。その後、昭和 29 年(1954)、平和台野球場のナイター設備工事の掘削に際しての立会調査を経て、昭和 38 年(1963)の第 2 次調査において、裁判所と平和台野球場との間に中央谷が東西に伸びていることが確認された。

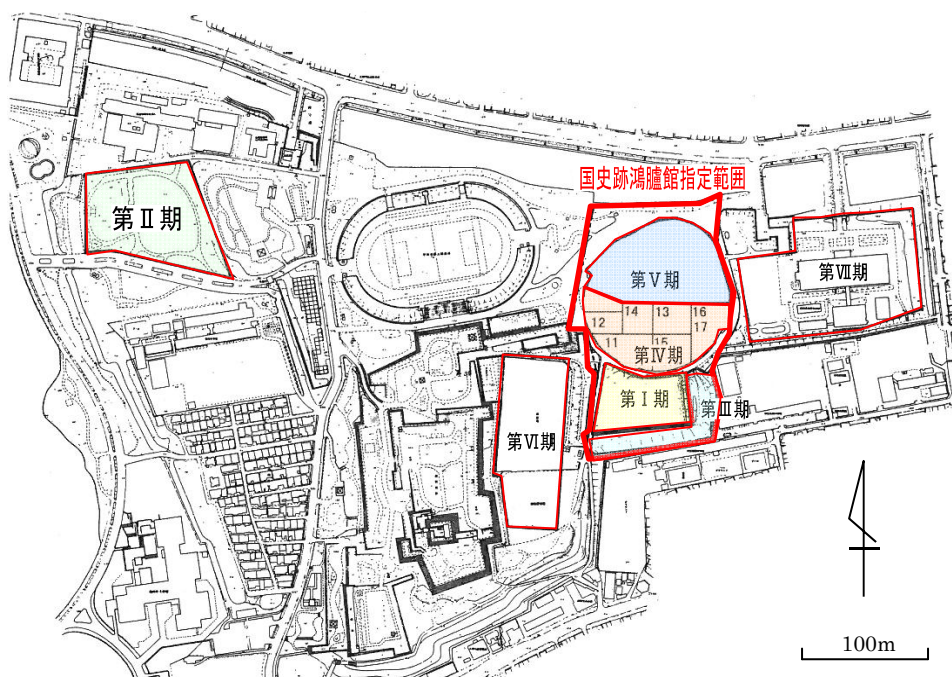
さらに、昭和 62 年(1987)の第 3 次調査において、鴻臚館跡の存在を示す遺構が検出された。昭和 63 年(1988)には、福岡市により「鴻臚館跡調査研究指導委員会」が組織され、鴻臚館跡の全容解明に向けての発掘調査が本格的に開始され、計画的な発掘調査を継続して現在に至る。

表Ⅱ－１：調査計画表（平成 26 年 3 月現在）

調査区分	調査対象地	調査面積	実施及び計画期間	調査目的
第Ⅰ期	平和台野球場南側	4,585 m ²	昭和 63～平成 4 年度	鴻臚館跡の遺構の有無と範囲の確認
第Ⅱ期	舞鶴公園西広場	1,400 m ²	平成 5～6 年度	鴻臚館跡の範囲確認、及び福岡城築城時旧地形の復元と藩主邸の確認
第Ⅲ期	平和台野球場南側土塁ほか	2,114 m ²	平成 7～10 年度	平和台球場南側土塁下の遺構確認・平和台球場解体工事立会・試掘
第Ⅳ期	平和台野球場跡南半分	15,095 m ²	平成 11～17 年度	鴻臚館跡の史跡指定に向けての範囲確認・鴻臚館時代の地形復元
第Ⅴ期	平和台野球場跡北半分	対象面積 16,000 m ²	平成 18～25 年度	鴻臚北館の構造確認と北側汀線の確認、外郭施設の検出
第Ⅵ期	舞鶴球技場とその周辺	対象面積 12,000 m ²	平成 26～30 年度	鴻臚館各館部分（第Ⅰ期～第Ⅴ期調査区）に隣接する諸施設の確認
第Ⅶ期	福岡高等裁判所とその周辺	対象面積 12,000 m ²	平成 31～39 年度	鴻臚中島館の可能性が指摘されており、その確認

※調査区分の第Ⅰ期～Ⅶ期は調査計画策定時の計画期間

凡例：発掘調査済み



図Ⅱ－３：鴻臚館跡発掘調査計画位置図（平成 26 年度 3 月現在）

2 鴻臚館の現況

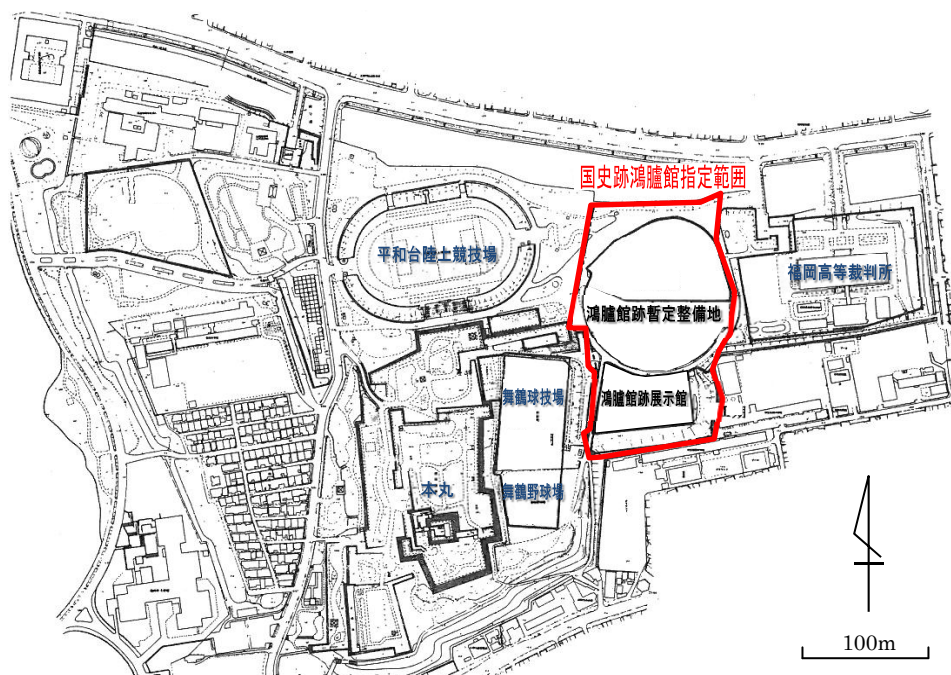
(1) 国史跡への指定

鴻臚館の全容解明は、いまだ目標の域を出ないが、平和台野球場跡地でまとまった面積での遺構の状況や地形・建物の構造が推定可能になったことをもって、そろそろ史跡にという機運が高まった。

そのような中、平成 15 年度に、調査区分第Ⅴ期調査対象地にて鴻臚館時期区分第Ⅱ期区画の北東隅と北西隅を検出した。その結果、鴻臚館北館がほぼ遺存していること、および鴻臚館時代の遺構がさらに北側、福岡城の堀際近くまで延びる可能性は少ないとの推定がなされるようになり、これをもって文化庁に国史跡指定を申請、平成 16 年 9 月 30 日付官報において指定が告示された。

(史跡指定範囲)

境界		面積
南辺	旧テニスコート南辺、福岡城土塁の南縁	48,027 m ²
北辺	平和台野球場跡北側の濠南縁	
東辺	平和台野球場跡東端の南北線	
西辺	平和台野球場跡西端の南北線	



図Ⅱ-4 史跡鴻臚館跡指定範囲と周辺現況図

(史跡の名称)

「大宰府鴻臚館跡」が適切ではないかとの見解も見られたが、特別史跡大宰府との混乱を避けるため、大宰府を冠せず単に「鴻臚館跡」とすることになった。なお、同時代史料中には、両者の用例が見られる。

現時点で難波や平安京を含めた鴻臚館の遺構が検出されているのは、福岡城内で調査されている「鴻臚館跡」のみであり、将来平安京や難波で鴻臚館跡が発見された場合は、名称の変更もありうるとされる。

（福岡城跡との史跡二重指定）

鴻臚館跡は、すでに国史跡指定を受けている「福岡城跡」の範囲に含まれている。その事実をもって、あらためて史跡に指定する必要はないのではないかとの議論もあったようである。それについては、古代日本の外交窓口であった鴻臚館と、近世福岡藩の政庁であった福岡城とでは、遺跡の性格がまったく異なること、古代外交や貿易における鴻臚館の歴史的位置の大きさからみて、「鴻臚館跡」としての史跡指定は十分な意義を持つ点から、きわめて特異な史跡の二重指定が実現した。

（史跡指定の取り扱い範囲）

指定地は鴻臚館の客館部分と考えられており、客館以外に存在が推定される厨や警固所、倉庫は含まれていない。すなわち、この指定をもって鴻臚館の範囲が確定したものではなく、これらの関連施設が将来の調査で確認できた場合には、追加指定の措置を行うことは言うまでもない。

（2）遺構の破損状況（中世・近世・近代・戦後）

鴻臚館の廃絶後、当該地内には中世には推定寺院、近世には福岡城、近代には陸軍兵営、戦後には平和台野球場・テニスコート等が順次設置されており、鴻臚館の遺構は、これらの建設により大きな破損を受けている。

- ・中世寺院による破壊は、鴻臚館の東側斜面において著しく、正面入り口部分の解明に著しい支障をもたらしている。
- ・福岡城は、鴻臚館や中世寺院により改変された地形に盛土を行って造成しているため、削平による破損は少ないが、建物柱穴やゴミ穴等の地下構造物による破壊が認められる。
- ・陸軍兵営は、福岡城の造成面をそのまま使用しており、大規模な削平はないが、福岡城と同様、建物基礎やゴミ穴による破壊が認められる。
- ・平和台野球場とその外周道路の建設による破損は、上記のうちで最も広範囲に及んでおり、破損の規模も大きい。外周道路部分では、布掘り堀などの深い遺構を除き消滅しており、野球場内も中央部と外野席の破損は比較的軽微で鴻臚館遺構が一部残るものの、その他の部分では著しい削平を受け、深い遺構以外は消滅している状態である。また、ダッグアウトと連絡通路や照明灯基礎、排水管などの掘削による破壊も著しいものがある。

鴻臚館遺構の破損が比較的軽微であるのは、現在「鴻臚館跡展示館」となっている部分と、平和台野球場中央部であり、この2ヶ所では礎石建物が残存しているが、その他の部分ではいずれも遺構面が削平を受け、布掘り堀や便所遺構・柱穴などの深い遺構を除き破損を受けている。発掘調査では第Ⅰ～Ⅲ期（7世紀後半～9世紀前半）の建物跡を確認したが、第Ⅳ・Ⅴ期（9世紀後半～11世紀前半）の建物は上記の削平により消失したと考えられる。また、第Ⅱ期についても堀内部の建物は確認できていない。

3 鴻臚館跡の本質的価値とその構成要素

鴻臚館跡を構成する要素は下記の通りである。このうち、「(1) 鴻臚館の歴史的要素」は古代の外交、交易施設であった鴻臚館に関わる遺構、遺物などを指す。「(2) 歴史の重層性を構成する要素」は鴻臚館の設置以前にあった古墳、廃絶後の中世の遺構、福岡城三の丸の土塁や地下遺構等の城郭の構成要素、近代の陸軍関係遺構など、立地的な条件等を背景として営まれた、歴史的、立地的重層性を示す遺構を指す。「(3) その他の要素」は現状の整備地を構成する展示館や遺構表示広場、便益施設などを指す。

(1) 鴻臚館の歴史的要素

① 歴史的環境

- ・ 鴻臚館とは、平安時代初期に外国からの賓客を接待し、滞在させるために平安京、難波、筑紫の3ヶ所に設けられた客館（迎賓館）である。筑紫の大宰（府）鴻臚館は、奈良時代以前は筑紫館と呼ばれていた。
- ・ 鴻臚館は唐や新羅の使節、遣唐使や遣新羅使などを接待・宿泊させる施設であると同時に、貿易の窓口として古代日本で最も先進的な国際交流の拠点であった。筑紫の鴻臚館は、中国・朝鮮からの使節が来航するとこれを臨検し、朝廷にその来意を報告、使節を収容し衣食を提供した。
- ・ わが国から中国・朝鮮に派遣された遣唐使・遣新羅使は、筑紫の鴻臚館で渡海船の艤装を整え風待ちし、九州沿岸を西航、船出して行った。筑紫の鴻臚館は、内外使節の出入国窓口として大きな役割を負ったといえる。
- ・ 8世紀中ごろからの対新羅関係の悪化により、博多湾の防衛が重要度を増した。また、9世紀後半の新羅海賊の入寇により、兵員や武器の配置がされ、「博多警固所」の設置に至る。鴻臚館は出入国窓口機能に加え、博多湾の防衛と言う、いわば国防機能も負うことになる。
- ・ 9世紀後半以降は従来の国使同様に大宰府官人による臨検を受けて鴻臚館に入館し、朝廷の判断を待って交易を行った。その結果、鴻臚館は次第に中国商人らによる滞在場所・交易の場へと変容していく。わが国から中国を目指す入唐僧らも、平城天皇皇太子であった高岳親王がそうであったように、鴻臚館にいったん入って機会を待ち中国人商人の船で中国に渡航するようになる。
- ・ 筑紫の鴻臚館は、飛鳥時代から平安時代後半まで、まさにわが国の古代を通じて対外交渉の窓口であり続けた唯一の施設である。名称は時代とともに変わり、筑紫館→鴻臚館→鴻臚所→（蕃客所）→大宋国商客宿房と呼ばれていた。
- ・ 古代における大宰府の機能は、(a)対外的機能、(b)軍事的機能、(c)管内機能の3つが挙げられ、それに関連して、鴻臚館が果たした役割として、対外的機能として外国人の迎接・滞在、軍事的機能として防衛拠点、管内機能として滞在する外国人の管理・監督など多岐にわたっていたことが考えられる。

② 立地

- ・鴻臚館は、博多湾に突き出した出島のような景観を持ち、博多湾岸を一望できるとともに、逆に周囲からその出入りが監視しやすく、かつ良港に恵まれるという地形条件を兼ね備えていた。
- ・鴻臚館（筑紫館）の造営以前は、西から東に伸びる二本の痩せ尾根状丘陵であり、古墳群が営まれていた。鴻臚館（筑紫館）は、そこを造成して平坦な台地とし、東西に走る谷（堀）によって隔てられた、南と北の二つの施設を設けた。台地の北側は高さ約3～4mの崖で、その先は砂浜となっていた。この形態は鴻臚館（筑紫館）の設立当初から廃絶するまで続いたものと考えられる。南北を隔てる谷（堀）には東西に土橋・木橋・陸橋などを設けて連絡路とした。台地の低地部には外郭施設である築地塀が巡らされた可能性がある。



南から鴻臚館跡の空中写真



東から鴻臚館跡の空中写真

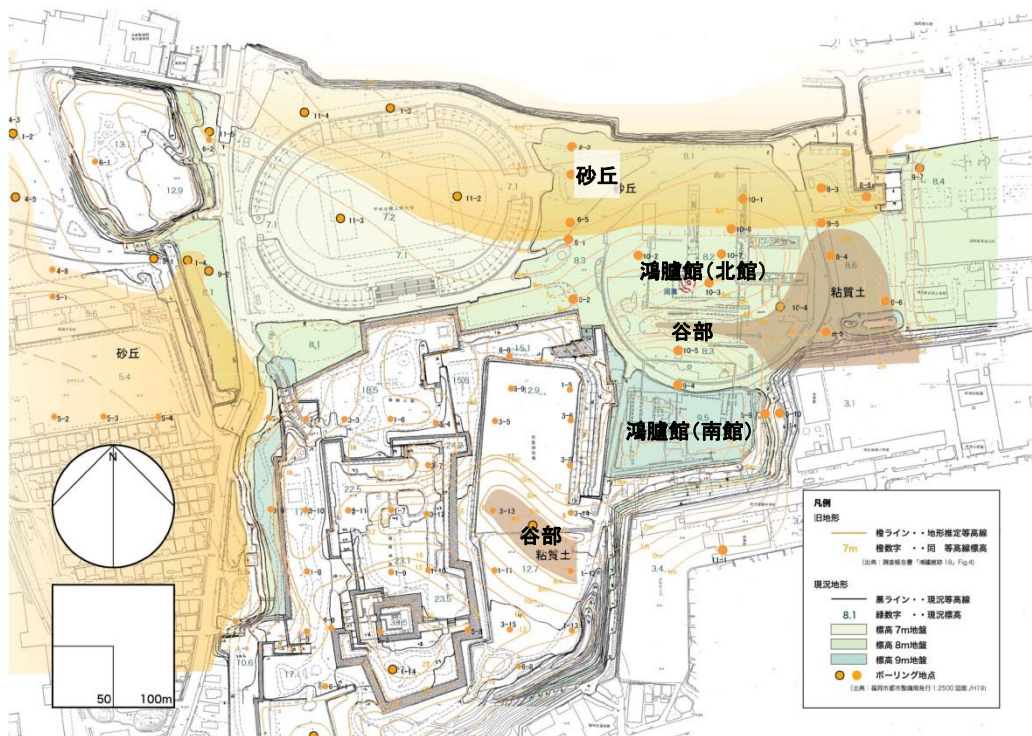


図 II-5 鴻臚館築造以前の旧地形

③ 遺構

これまでの発掘調査で、以下に示すように時期区分第Ⅰ期～第Ⅴ期にかけての鴻臚館の遺構の存在が明確になった。

- ・時期区分第Ⅰ期（7世紀後半）にはすでに南北に並列して配置される施設が造営される。南館域では直角に配置された南北棟2棟・東西棟2棟が検出されている。北館域では石垣遺構と盛土造成が検出され、その内部に南北棟1棟と西・南側を画する柱列が検出された。石垣は東西50m、南北9.7mでL字形を呈する。この段階では南・北館の建物方位は軸線をそろえないもので、建物構成も非相似のものである。持統天皇2（688）年以降の新羅使等の外国使節の饗応を行った施設はこの時期に対応するものである。
- ・時期区分第Ⅱ期（8世紀前半）には南北を隔てる谷は埋め立てにより狭められ、幅約20mの堀状となる。北館域では高さ4.2mの石垣を築き、盛土造成を行っている。北館の北側は時期区分Ⅰ期の範囲から北側と西側に敷地を広げる。約3～4mの段差の崖下は砂浜をならした上に瓦を敷き、盛土造成を行って地盤を強化している。一見、城を思わせる造成の内部に布掘りの柱列が設けられる。堀と考えられる柱列は東西長71.5m、南北長55.4mを測り、東側に八脚門が取りつく。区画の内部には建物遺構が確認されておらず、礎石建物が削平により消失していると考えられている。南北の区画の方位、規模等は、同一のものであり、統一の規格で並存していたものと考えられる。南館および北館南西の区画の外で、南館域で3基と北館域で2基のトイレ状遺構が検出された。これらの遺構は時期区分第Ⅱ期だけに見られる特徴的な遺構である。この時期は万葉集にある、天平8（736）年の遣新羅使の滞在した施設に対応するものである。
- ・時期区分第Ⅲ期（8世紀後半～9世紀前半）は大型礎石建物が設けられた時期で、時期区分第Ⅱ期の規格を踏襲しながら、規模を拡充する。全体に遺存状況は悪いが、南館域の西南側で並立する南北棟2棟、それに直行する東西棟1棟、北館域の南辺東側で東西棟1棟が確認されている。南館の建物遺構の状態から回廊状の建物の内部に、長大な南北建物が配置されたと想定される。建物の性格として、来訪者の宿坊と想定される。この時期の遺構で、南館の北東隅で確認された梵鐘鑄造遺構は、鐘楼の存在を推測させるもので注目される。堀は埋め立てにより狭められ、石垣も埋められる。この時期は承和5（838）年、大宰府鴻臚館で唐人沈道古と小野篁が詩賦を唱和したとされる施設に対応するものである。
- ・時期区分第Ⅳ期以降の建物遺構は検出されておらず、廃棄土坑等の存在により、大きく9世紀後半～10世紀前半（時期区分第Ⅳ期）、10世紀後半から11世紀前半（時期区分第Ⅴ期）の2時期に分けられる。廃棄土坑や包含層から瓦類は多数出土しており、瓦葺の建物が営まれてきたことが想定されている。文献史料にも時期区分第Ⅲ期から第Ⅳ期に当たる時期である天安二（858）年、唐から帰国した円珍が鴻臚館に滞在した後、上京前に唐海商高奉が送った送別詩の題に「鴻臚北館門楼」とあり、建物の存在を示している。また、南館と北館を隔てる堀からの瓦の出土状況によると、11世紀代の瓦が堀の北側斜面に集中しており、終末期の鴻臚館の建物は北館側に集約された可能性が高い。
- ・鴻臚館は時期区分Ⅱ期の門の存在から、東側が正面という構造と想定されるが、鴻臚館廃絶後の遺構で、東側の斜面から続く中世の道路状遺構が確認されており、鴻臚館終末期までその形態が継続していたことが推測される。

表Ⅱ-2：鴻臚館跡検出遺構の時期区分（発掘調査報告書『鴻臚館跡 20』より）

時期区分	区画	主な遺構	年代観	時期比定の根拠・問題点
I	南	掘立柱建物 5	不明	主軸方位から最も古く位置づけた
	北	土留め石垣 1	7 世紀後半～	石垣内から 7 世紀半ば頃の須恵器が出土することから、直後の 7 世紀後半造営と推定。
		掘立柱建物 1	不明	主軸方位が石垣と同じため第 I 期に比定。第 I 期遺構に先行する遺構がある。
II	南	布堀り堀+東門 1、掘り込み地業 1、トイレ 3	8 世紀前半	遺構方位から一連の遺構と推定し、トイレ遺構出土遺物から時期比定。布堀りと地業から鴻臚館式丸瓦出土。
		布堀り状遺構		遺構の形状・方位・出土遺物から第 II 期に比定。
	中央	池 2、陸橋、堀+石垣、土橋（瓦暗渠）	8 世紀前半～後半の早い段階	石垣を覆う埋土の出土遺物より、8 世紀後半の早い段階に石垣を埋めたと推定。土橋は第 III 期より古い。
	北	布堀り堀+東門 1、トイレ 2	8 世紀前半～中頃	布堀りに切られる整地層から 8 世紀前半～中頃の須恵器出土。布堀り柱抜き穴から白磁（8 世紀半ば以降）、トイレから 8 世紀中ごろの土器が出土し、南より遅れて廃絶した可能性がある。
III	南	礎石建物 3、梵鐘鑄造遺構	8 世紀後半～9 世紀前半	雨落ち溝等から 8 世紀代の遺物が出土し、9 世紀後半の土坑が建物に重複する。礎石抜き穴から陶磁器出土。（礎石建物 SB-32 下に礎石据付穴や瓦排水溝があり、建て替えている。）
		推定南門	9 世紀？	調査範囲が狭く明確さを欠く。
	中央	池 1、陸橋、堀、木橋		木橋は土橋を切る
	北	礎石建物 1	8 世紀後半～9 世紀前半	布堀りとの重複から早くて 8 世紀後半の造営。9 世紀後半には建物に重複して土坑を掘る。
IV	南	土坑のみ	9 世紀後半～10 世紀前半	土坑から瓦が出土しており、建物の存続を示す。
	中央	陸橋、堀、溝		
	北	土坑のみ		
V	南	北東隅を区画する溝 2、土坑	10 世紀後半～11 世紀半ば以前	堀の来た斜面に 11 世紀代の瓦が多い→終末期には建物が北に収斂か。
	中央	陸橋、堀、木橋		
	北	土坑		
不詳	南	中央部の基壇状高まりと通路（SF-273・316）、基壇的役割を持つ斜面（SX-1037）		
	北	第 II 期東門の東外に掘立柱建物 2（主軸方位からみて II～III 期に伴う）		

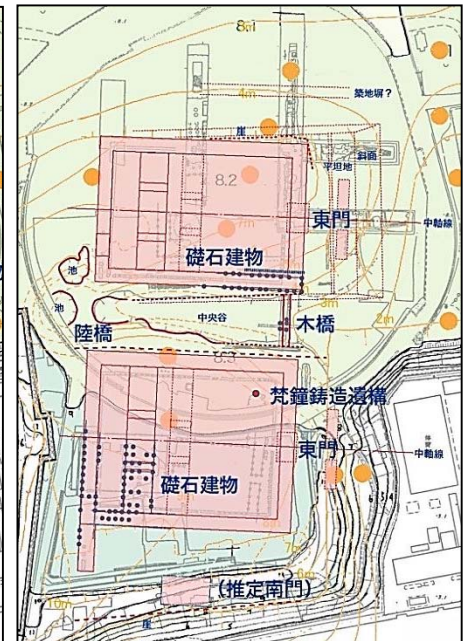
- ・ 9 世紀後半以降はそれまでの公的な客館という性格に加え、当時、頻発した新羅海賊に対応して、鴻臚館へ兵士や武器を移して、警護に供える等、防衛の拠点強化が進められている。11 世紀後半以降は鴻臚館に関わると考えられる遺構・遺物は皆無となり、永承 2 (1047) 年の「大宋商客宿房」放火犯人捕縛の史料に対応する状況と考えられている。



Ⅱ期北館側石垣



Ⅱ期南館東門跡（人が立っている場所が柱穴）



図Ⅱ-7 時期区分Ⅰ期 建物遺構図 図Ⅱ-8 時期区分Ⅱ期 建物遺構図 図Ⅱ-9 時期区分Ⅲ期 建物遺構図

④ 遺物

- ・ 鴻臚館跡では、現在の中国の河北省、浙江省、湖南省で作られた多量の陶磁器類の他、朝鮮半島の新羅土器、更に西アジアのイスラム系陶器やペルシャ系ガラス容器などが出土しており、対外交易の場であった鴻臚館の役割を示す資料といえる。また、鴻臚館跡から出土した砂金は交易の代価であった可能性があり、交易の実態を考える上で注目される。
- ・ 鴻臚館から出土した文字資料には木簡、墨書土器、墨書陶磁器などがある。トイレ状遺構から出土した木簡には九州各地の地名や食料名を記したものがあり、この場所での饗応に関わる資料といえる。墨書土器では「城」と記したもの、また、漆器では「二坊」の針書きしたものがあり、当時の施設の様相を髣髴とさせるものである。11 世紀の白磁に記された「綱」は貿易商船の組織を指す言葉で、11 世紀後半から博多遺跡群で出土する墨書陶磁

器に多数見られるもので、鴻臚館での貿易が博多に移っていく実態を示すものとして注目される。

- ・新羅の治安が乱れた9世紀頃には、海賊の襲来に備えて鴻臚館に兵士や武器がたびたび運び込まれた記事が見られるが、鴻臚館跡で出土した桂甲小札はこのような緊迫した辺境防備の様子をうかがえる資料といえよう。



出土した中国産陶磁器類



出土した新羅産陶器類

(2) 歴史の重層性を構成する要素

- ① 史跡福岡城跡関係遺構
 - ・土塁、地下遺構（道路・武家屋敷・井戸・池等）
- ② 鴻臚館設置前と廃絶後の遺構
 - ・古墳、中世遺構（池状遺構、墓、道、鑄造遺構）
- ③ 福岡城廃絶後の遺構
 - ・陸軍兵舎遺構等



武家屋敷の遺構

(3) その他の要素

- ① 史跡関係施設
 - ・鴻臚館跡第1期整備地・施設（鴻臚館跡展示館・芝生広場・照明等）
 - ・鴻臚館跡暫定整備地（平和台野球場南半の遺構表示広場とフェンス・門扉・側溝等の関係施設・鴻臚館跡調査事務所）
- ② 公園関連施設
 - ・園路、照明器具、埋設管など
 - ・トイレ
- ③ 景観関係
 - ・樹木（サクラ・クスノキほか）
 - ・平和台野球場の痕跡地形



鴻臚館跡展示館の外観

4 課題の整理

鴻臚館跡の現状を踏まえ、その特性と課題を以下のとおり整理する。このうち、「(1) 調査・研究」は鴻臚館の実態に迫り、本質的価値を高めるための課題である。「(2) 保存・整備」は調査・研究で示された鴻臚館の本質的価値を保存し、それを顕在化するための課題である。「(3) 公開・活用」は(1)、(2)の課題を踏まえて、鴻臚館を将来にわたって活用していくための課題である。

(1) 調査・研究

- ・ 鴻臚館の機能は、時期ごとに変遷しており、出入国管理・迎賓・交易・博多湾の防衛と多岐にわたっている。鴻臚館の機能と施設の変遷との関係を整理していく必要がある。
- ・ 鴻臚館での交易の場が博多に引き継がれ、現在の福岡の都市形成の基礎となったという歴史的役割を再確認する必要がある。
- ・ 遺構・遺物の検討の結果、遺構の変遷は7世紀後半から11世紀前半にかけて、時期区分第I期～V期に区分される。時期区分IV期以降は後世の削平により、客館内の建物構成・鴻臚館最末期までの施設の変遷は明らかにできていない。ただし、この時期と考えられる瓦の出土状況から建物は引き続き存在し、鴻臚館末期には建物が北館に集約された可能性が指摘されている。
- ・ 台地の周縁の低地部は築地等の外郭施設を含めて、そこに造営された施設の性格は不明確である。
- ・ 鴻臚館の関連施設と想定される警固所・厨・蔵・管理施設・港湾施設などの遺構は確認できていない。
- ・ 「大宰府政庁」と「鴻臚館」を結んだとされる古代官道「大宰府官道」への動線が明らかになっていない。
- ・ 鴻臚館の造営や維持に関わる施設、大宰府との関係の調査・研究を考古学、歴史学など広い分野で進める必要がある。
- ・ これまでの発掘調査の資料の整理は途上であり、今後も作業を進めて、遺構の変遷や時期区分など更なる検討が求められる。

(2) 保存・整備

- ・ 鴻臚館跡の遺構は大きく5時期に区分され、そのうちの時期区分第I～III期では建物遺構が確認されているが、これらの遺構のもつ本質的価値をどのように顕在化させるかを考える必要がある。
- ・ 鴻臚館が持っていた歴史的特性の内、どのような特性を活かしていくかを念頭においた復元・整備が必要である。
- ・ 福岡城跡整備基本計画において、上之橋から福岡城に向かう動線が整備されるに伴い、海から入ってきた鴻臚館への動線がわかりにくくなってくる可能性がある。
- ・ 中世、近世、近代、戦後、鴻臚館跡には様々な施設が同一平面上に重層的に造られ、鴻臚館の遺構はこれらにより大きな破損を受け、地形的にも景観的にも当時の状況から大きく様変わりしているため、鴻臚館が存続した時代を体感できる空間づくりが求められる。

- ・ 鴻臚館跡は福岡城の三の丸に位置し、これまでの調査でも上級家臣の屋敷や道路、井戸などが確認されており、これらの遺構の保存も考慮した整備が求められる。
- ・ 景観面では、福岡城跡ができるだけ視認できないように配慮し、鴻臚館としての景観づくりを行う必要がある。
- ・ 樹木については、鴻臚館当時の状況から大きく様相が変化して現在に至り、今日では舞鶴公園の貴重な「みどり」として馴染んでいることから、公園としての機能なども景観にも配慮しながら歴史的観点からの検討を行う必要がある。



東から見た鴻臚館跡周辺の状況

(3) 公開・活用

- ・ 鴻臚館跡の発掘調査地はフェンスで囲まれて未開放の状態にあり、利用可能な環境づくりを進める必要がある。
- ・ 鴻臚館跡の調査成果に関する情報発信は不十分であり、市民の鴻臚館の歴史的役割の認識や保存整備の理解を深める必要がある。
- ・ 現状の鴻臚館跡展示館を含めた整備は鴻臚館をより理解するための役割を持っているが、今後、市民がこの場所を利用し、より鴻臚館に親しむためには、ハード面、ソフト面の整備を進める必要がある。
- ・ 史跡鴻臚館単独の整備ではなく、セントラルパークとしての大濠公園、舞鶴公園の中で有機的に活用し、史跡福岡城との重層性を活かした整備が必要である。



鴻臚館跡展示館内の露出展示



鴻臚館跡展示館内の展示

Ⅲ. 基本理念

1 基本理念

鴻臚館跡の現状と様々な課題を踏まえ、整備の理念を以下の4つの観点から整理する。

○「アジアの交流拠点の歴史—古来より続く国内外の人々が行き交う場—」の認識

鴻臚館は、わが国古代において外国からの賓客や外国へ向かう使節の出入口として、大宰府の機能の一部を担い、7世紀後半から11世紀前半までの長きにわたり、様々な人々が行き交い、交流が図られた。鴻臚館は「往来の関門」として、古代日本のアジア交流の結節点であった。鴻臚館が果たした役割は時代を経て変容するが、アジアとの交流の結節点の役割は11世紀後半には博多に引き継がれ、中世の国際貿易都市としての隆盛につながる。このような交流拠点としての役割は現在の福岡にも脈々と息づいており、アジアをはじめとした国内外の人々が行き交う福岡の原点が鴻臚館にあることを認識する必要がある。

○「鴻臚館とその時代—古代日本の交流の結節点の役割が理解できる場—」の再現

現在、鴻臚館跡では古代から続く様々な遺構が、発掘調査により明らかになり、鴻臚館の施設の解明も進みつつある。しかしながら、その全容に迫るには隣接地域の調査に加え、女原瓦窯跡などの鴻臚館の造営や維持に関わった遺跡の調査も見据える必要がある。また、鴻臚館の全容解明にはそれらの調査を計画的に進めるとともに、大宰府との関係、更に東アジアの諸地域との関係を含めての研究が求められる。そうした積み重ねが鴻臚館の本質的価値を高め、古代日本の交流の結節点の役割が理解できる「鴻臚館とその時代」の再現につながるものといえよう。

○「歴史の重層性—福岡の都市形成の歴史を物語る場—」の保存

鴻臚館の史跡指定範囲は、福岡城跡の三ノ丸に位置し、上級家臣の屋敷等も確認されている。博多湾に面した要衝であったこの場所は、古代から外交や防衛、近世福岡の中心として重要視されたと考えられる。また、廃城後も県庁や陸軍の施設などが置かれ、役割を変えながらも都市の中心としての機能は引き継がれた。このことから「福岡城跡との歴史の重層性が理解できる貴重なエリア」として認識を深め、今日に至る福岡の都市形成の歴史を物語る場として保存していく必要がある。

○「交流と学び—国際交流で育んだ歴史・文化を継承する場—」の振興

鴻臚館跡と福岡城跡は、我が国の貴重な歴史資源・文化遺産であるとともに、広く県民・市民に親しまれる公園づくりを目指した「セントラルパーク構想」の重要な観光資源として、今後、ますます保存・整備・活用に期待が寄せられている。

今、福岡市は歴史が共存する観光都市として、アジアをはじめ多くの外国との交流を目指し、魅力づくりを勧めてきている。今後、先人の貴重な歴史資源を確実に保存整備した上で、市民の日常生活や生涯学習の場として活用し、次代を担う子どもたちに国際交流で育んだ歴史・文化を継承していくことが、今の時代に生きる我々の責務である。そして将来的には、時をたどり、人々が行き交う場として、鴻臚館がその役割を果たすことを目指すものとする。

以上、整備の理念の柱となる4つの観点を整理した上で、基本理念を以下のとおり掲げる。

〈基本理念〉

「アジアの交流拠点都市福岡の原点 鴻臚館 一時をたどり、人々が行き交う場にー」

2 基本的な方向性

本構想に求められている課題を解決するとともに、基本理念に基づいて、「鴻臚館」が所在した場所が、過去から現在に至る過程で重要な役割を果たし、福岡発展の基礎を築いた事実を鑑みたとき、重層的に歴史が展開し、福岡城との二重の国史跡指定がなされていることの意味、特徴を紐解き、その中から鴻臚館の本質的価値を高めていくことが大切である。

また、福岡の歴史を象徴する空間として、当時鴻臚館で展開した国際交流の歴史を学び、日本とアジアをつないだ歴史的役割を伝え、これからも福岡市が進めるアジアとの交流における拠点として活かせるよう、下記の4つの基本的な方向性を掲げる。

〈基本的な方向性〉

① 価値を高める（調査・研究）

鴻臚館の全容解明を進め、国際交流の歴史を紐解く本質的価値を高める。

② 時をたどる（保存・整備）

古代より続く歴史の重層性を保存し、時の移ろいをたどる。

③ とともに学ぶ（公開・活用）

アジアとの国際交流の歴史をともに学び、そこで育まれた文化を未来に継承する。

④ 人をつなぐ（公開・活用）

国内外の人々をつなぐ交流の拠点として、魅力的な場所づくりを進める。

3 整備に向けた考え方

(1) 調査・研究

① 鴻臚館の全容と関連遺跡とのつながりを明らかにする

鴻臚館跡は調査区分第Ⅰ期からⅤ期の調査により、「客館」とされる中核部分はほぼ分かってきた。しかし、「客館」のほかに警固所や厨、倉庫といった諸施設などまだ明らかにされておらず、今後全容解明に向けた調査を進めていく。

また、鴻臚館の造営や施設の維持には、様々な物資の調達や多くの人々の動員が必要であり、博多湾沿岸にそれを示す多くの遺跡が分布する。特に、女原瓦窯跡は鴻臚館の造営に関わるものとして明らかになったものであり、これ以外の関連遺跡についても鴻臚館の全容解明のため調査を進めていく。

② 鴻臚館の果たした役割を明らかにする

鴻臚館は大陸との窓口として大宰府を支え、外国人の送迎・滞在、西国の辺境防備、交易の場の役割を担った。時代ごとでその役割は変化していくが、大宰府での迎賓、鴻臚館の防備、交易、官道の実態などを明確にし、大宰府を支えた鴻臚館の果たした役割を明らかにしていく。

(2) 保存・整備

① 二つの史跡の重層性を保存し、その特徴を活かす

平面的に見ると同一地域内に、鴻臚館跡（7世紀後半～11世紀）と福岡城跡（16世紀～）が所在し、それぞれの時代において、重要な役割を果たしてきた。両者は、地の利を生かす点においては共通するが、現在、前者の遺構は主に地下に所在するのに対し、後者は石垣に見られるように地上部により高い場所に遺構が残されている。このような立地の特徴と両者の重層性を活かした保存整備により、両者の違いを明確にし、二つの史跡の特性を体感できる場となることを目指す。

また、両者の空間構成の特徴を見ると、鴻臚館は東からのアプローチ、ほぼ左右対称の施設配置、直交する動線、堀等による外郭領域の形成、松を主とした緑地構成等を特徴とするのに対し、福岡城跡は数方向からのアプローチ、左右非対称の施設配置、雁行する動線、堀による外郭領域の形成、広葉樹を主とする緑地構成等を特徴としている。保存整備において、これらの特徴の相違を明確にすることで重層性を表現し、景観や空間の違いを歩きながら体感できる場となることを目指す。

② 鴻臚館の歴史的空間、特性を表現する

鴻臚館は大陸との交流、交易の拠点、防衛の拠点として、当時の自然地形を活かし、海からの眺望、陸からの眺望を考慮して施設の整備がなされており、南館・北館の二つの施設の在り方は鴻臚館が担った役割に関連したものと推測される。鴻臚館での外交、交易の実態を明らかにし、真正性に基づく歴史的空間、特性を表現し、鴻臚館とその時代の体感を目指す。

(3) 公開・活用

① 福岡の歴史と文化財保護の象徴として、市民の理解と認識を深める

福岡の地は立地特性を活かし、古代の鴻臚館、中世の博多で見られた国際交流により発展

し、その後、福岡城の築城による「城下町福岡」を経て、近代、現代とつながり、現在九州を代表する 150 万都市となった。その意味で鴻臚館は福岡の原点であり、福岡の都市形成の歴史において果たした役割を理解し、史跡として保存されている鴻臚館跡の重要性を認識する場となることを目指す。

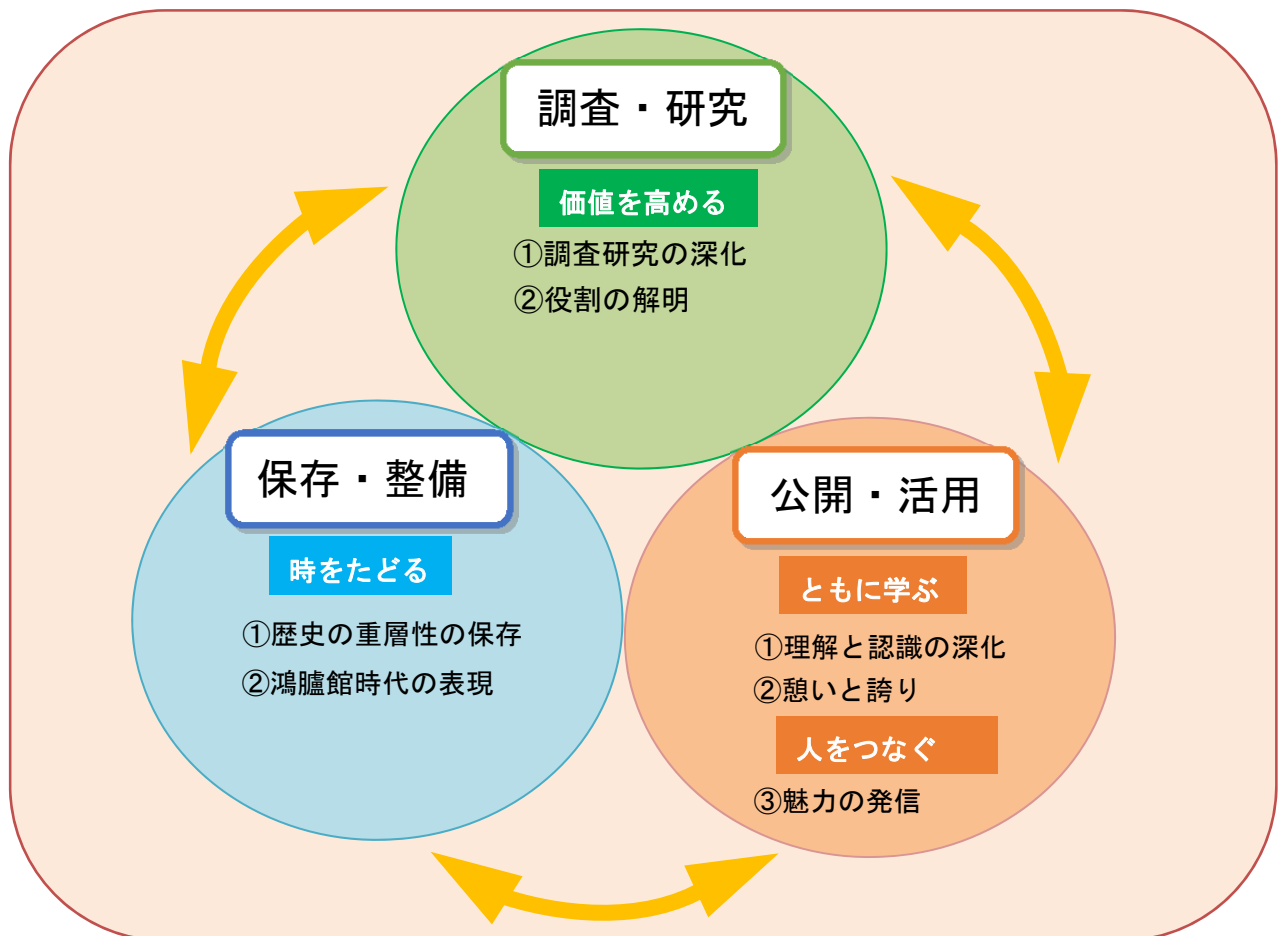
② 福岡市のシンボルとして、市民が憩い、誇りを感じる史跡へ

国と国をつなぎ、人や物が行き交った鴻臚館は、古代から続く歴史の重層性や人々とのつながりの大切さを伝える史跡である。アジアの拠点都市を目指す福岡市のシンボルとして、鴻臚館の平面的な大きさを活かし、そこで行き来した人や物の広がりといったスケール感、存在感が体感できる空間づくりを行い、市民が憩い、史跡の存在に誇りを感じるような場となることを目指す。

③ 国内外の人々に鴻臚館の魅力伝え、歴史的特性を活かした現代的利用を図る

鴻臚館は外国使節を迎えての儀式、外国商人との交易などの場であったという歴史的特性と魅力を広く発信し、鴻臚館の時代が体感できる空間の中で、その特性を活かした現代的な利用を図る。

また、福岡城との二重指定の国史跡という「歴史の重層性」を体感できる場として活用を目指す。



図Ⅲ－1 整備に向けた考え方の概念図

IV. 基本方針

1 ゾーニング

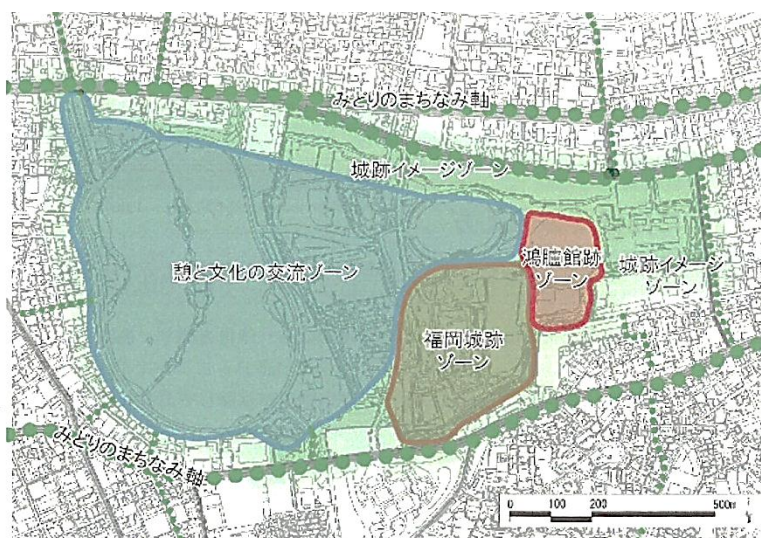
(1) 上位計画、関連計画にみるゾーニング

鴻臚館跡整備基本構想の上位計画である「セントラルパーク構想」、関連計画である「福岡城跡整備基本計画」との整合性を図りながら、本構想のゾーニングを行う必要があり、以下にそれぞれのゾーニングと鴻臚館の位置づけを整理する。

① セントラルパーク構想

鴻臚館跡ゾーン

- 鴻臚館跡の史跡指定範囲を鴻臚館跡ゾーンとします。発掘調査、資料の収集に努め、鴻臚館の復元整備を図り、古代の歴史・文化の学習の場、迎賓や交流の場として鴻臚館の時代に思いを馳せることのできる活用を図ります。

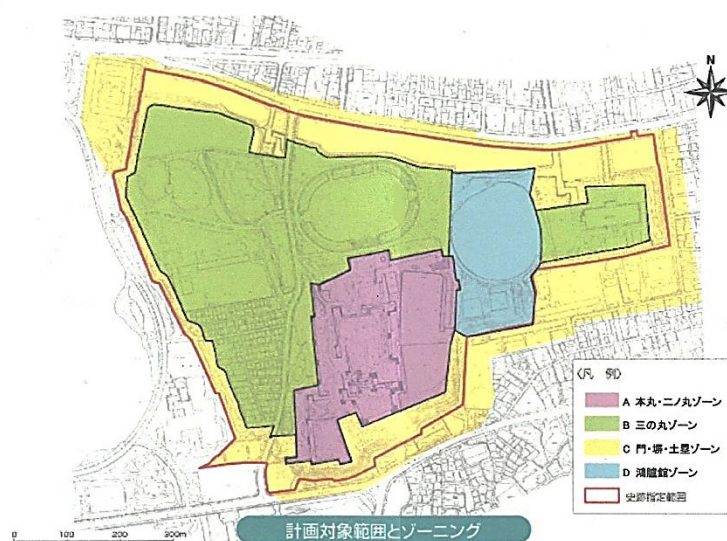


② 福岡城跡整備基本計画

鴻臚館ゾーン

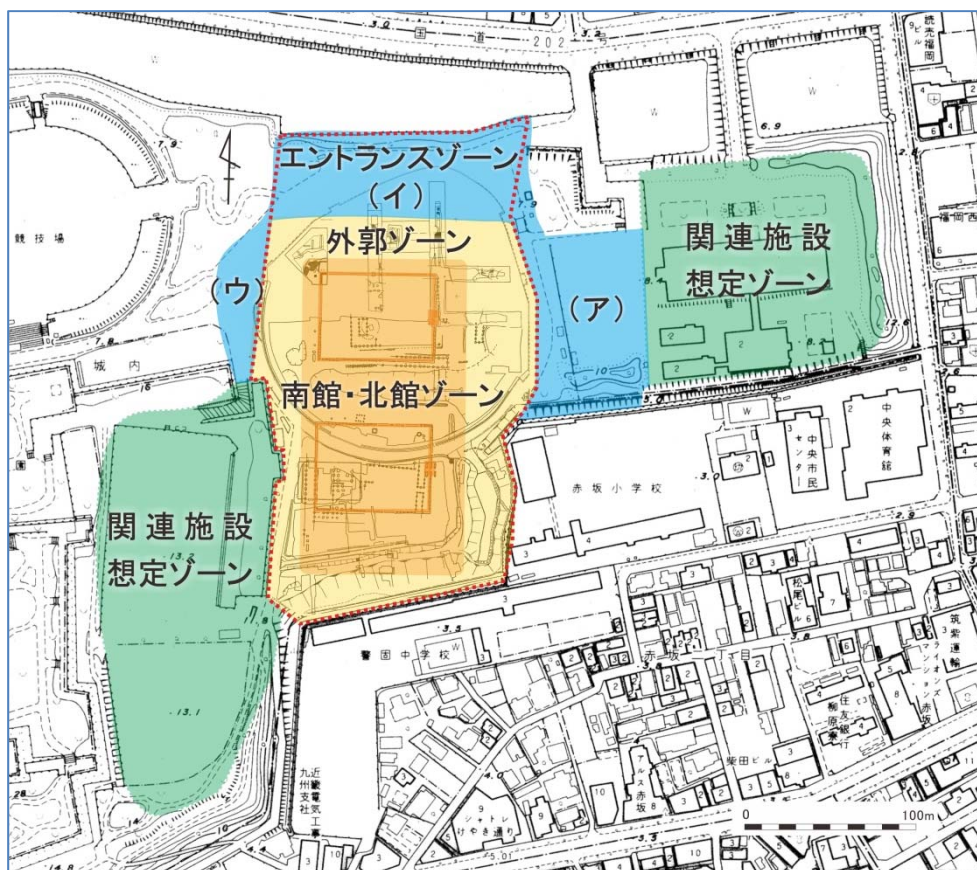
- 三ノ丸内の「国史跡 鴻臚館跡」史跡指定範囲で、近世城郭とは時期や性格が異なるゾーン。
- 修景計画に十分配慮し、福岡城とは時期や性格が大きく異なる鴻臚館跡の整備は、両者の景観を損なわないことに十分留意する。

※福岡城跡保存整備基本構想では、本ゾーンは三ノ丸の家老屋敷跡に該当するため、その保全にも努めることが示されている。



(2) 本構想のゾーニング

時代や役割が異なる二つの史跡（鴻臚館跡と福岡城跡）が、同一平面上に重層的に所在していることに鑑み、鴻臚館の機能及び空間特性、福岡城跡との関係性を考慮し、4つのゾーン設定を行う。



図IV-1 ゾーニング図

① 南館・北館ゾーン

これまでの調査（調査区分Ⅰ期～Ⅲ期）で明らかになってきた南館、北館、谷、堀等の鴻臚館の中核をなす遺構を含む区域を「南館・北館ゾーン」と設定する。このゾーンを、各時代の特性を活かし、平面表示や遺構露出展示、復元展示などにより、時の移ろいを体感できるゾーンと位置づける。

② 外郭ゾーン

南館・北館を取り巻く外周部にあたるゾーンを「外郭ゾーン」と設定する。このゾーンを、隣接する南館・北館ゾーンの地形や空間の顕在化とともに、福岡城跡との重層的景観の創出を図るゾーンとして位置づける。

③ エントランスゾーン

鴻臚館跡への主動線の導入部である（ア）東側、（イ）北側、（ウ）西側の三カ所を「エントランスゾーン」として設定する。このゾーンの（ア）～（ウ）は当時の鴻臚館へのアクセスと現在の福岡城跡からのアクセスをイメージした、対外交流と歴史の重層性の入り口のゾーンと位置づける。

（ア）東側

当時の海や官道を利用して鴻臚館に來た人々を迎い入れた東門の正面空間として相応しい整備を行う。

（イ）北側

当時の海から來た人々が見たであろう、丘の上にある鴻臚館が視覚的にイメージできるような整備を行う。

（ウ）西側

西側からアプローチした際に鴻臚館が認識でき、福岡城との歴史の重層性がイメージできるような整備を行う。

④ 関連施設想定ゾーン

福岡城跡整備基本計画における本丸・二の丸ゾーンと三の丸ゾーンの一部に当たり、鴻臚館関連施設の存在が想定され、セントラルパーク構想において段階的に既存施設の移転が予定されている区域（福岡高等裁判所・舞鶴球技場・野球場）を「関連施設想定ゾーン」と設定する。既存施設の移転後の公園整備と連動して確認調査を実施し、鴻臚館の全容の解明につなげるゾーンとして位置付ける。

2 調査・研究の方針

鴻臚館の全容解明に向け、継続的に調査研究を行う。

(1) 既設調査区域

平成5年度作成の鴻臚館跡発掘調査計画による史跡地内及び周辺地域を対象とした調査区分第Ⅰ期からⅤ期調査が終了し、今後はそれらの発掘調査成果をとりまとめるとともに、整備にあたり調査が必要となった場合は、整備計画に沿って適切に調査を実施する。

(2) 未調査区域

鴻臚館の全容解明のためにも、平成5年度作成の鴻臚館跡発掘調査計画において調査区分第Ⅵ期（舞鶴球技場・野球場）、調査区分第Ⅶ期計画（福岡高等裁判所）とした、本構想の関連施設想定ゾーンについて、関係部署と調査時期を協議し、福岡城跡整備基本計画と整合性を取りながら、計画的に確認調査を実施していく。なお、新たに鴻臚館に関わる遺構などが確認されれば、既存調査区域との関連やその後の調査計画等を検討する。

(3) 鴻臚館関連遺跡

鴻臚館に関わる遺跡（官道、港、生産など）については、文献、考古学、人文地理学など総合的な観点から適切に評価していき、鴻臚館の全容解明に活かしていく。

3 保存・整備の方針**(1) 遺構保存の方針**

保存状態の現状把握に努め、必要に応じて調査を行い、学術的な検討を踏まえながら適切な方法による保存修復を行う。

① 南館・北館遺構

・遺構の状況に応じた適切な保存を図る。

② 外郭部遺構

- ・福岡城跡との景観的な調和に配慮し、地形等の修復、保存を図る。

③ 福岡城

- ・福岡城跡整備基本計画に基づく適切な保存を行う。

(2) 復元の方針

復元の方針は鴻臚館とその時代を理解し、体感できる空間とするためのものである。

鴻臚館の4つのゾーンの中で、ここで示す復元の対象とするゾーンは「南館・北館ゾーン」で、鴻臚館に関連する構成要素とする。他のゾーンやそれ以外の時代は調査、整備の進展により検討を行う。

復元の方針として、史跡の構成要素と対象時期、手法という2つの観点から整理を行う。まず一つ目の「①史跡の構成要素」である建物、遺構、地形、景観については、発掘調査成果や現存する資料、類似事例の検証に基づき復元の検討を行う。次に、「②対象時期、手法」は調査・研究で示された個々の構成要素の状況と特性の検証に基づき復元の検討を行う。

① 史跡の構成要素

ア 建物

- ・発掘調査で明確になった建物遺構を基に、奈良時代から平安時代の類似事例を踏まえ、復元の可能性を検証した上で真正性をもって復元する。なお、建物の復元は十分な検証を行った上で段階的に整備を進める。

イ 遺構

- ・遺構の特性や遺存状態を把握した上で、鴻臚館跡の空間構成を理解するために必要な復元方法を検討する。

ウ 地形

- ・鴻臚館の特徴である高低差のある南館と北館の敷地、そしてその間に東西に走る谷（堀）によって隔てられていた地形が理解できる方法を検討する。

エ 景観

- ・当時の植生を参考にしながら、鴻臚館に相応しい植栽等を検討し、福岡城跡との景観的な調和を図りながら、鴻臚館の時代を体感できる空間の整備を行なう。

② 対象時期

復元の対象時期については、下表に示すようにそれぞれの時期ごとに特徴があるので、対象時期を一つ時期に絞るのか、それとも鴻臚館の特徴を表現できる構成要素の時期とするか、などを検討する。その上で鴻臚館とその時代が体感できる復元方法を検討する。

③ 表現手法

復元の方針に基づき、鴻臚館を体感できるよう、特徴を活かした遺構表現を行う。

ア 遺構展示（露出展示）

- ・遺構展示は適切な保存処置と管理方法を十分に検討して行う。
- ・遺構展示で必要な保存のための覆屋等の施設については、管理しやすい環境を維持できるものを検討していく。

イ 遺構表示（平面表示・立体表示）

- ・遺構表示は必要な盛土保存処置を行った上で、地下に埋蔵されている遺構の規模、形態、特

性の理解を進めるために有効な方法を検討する。

ウ 復元展示

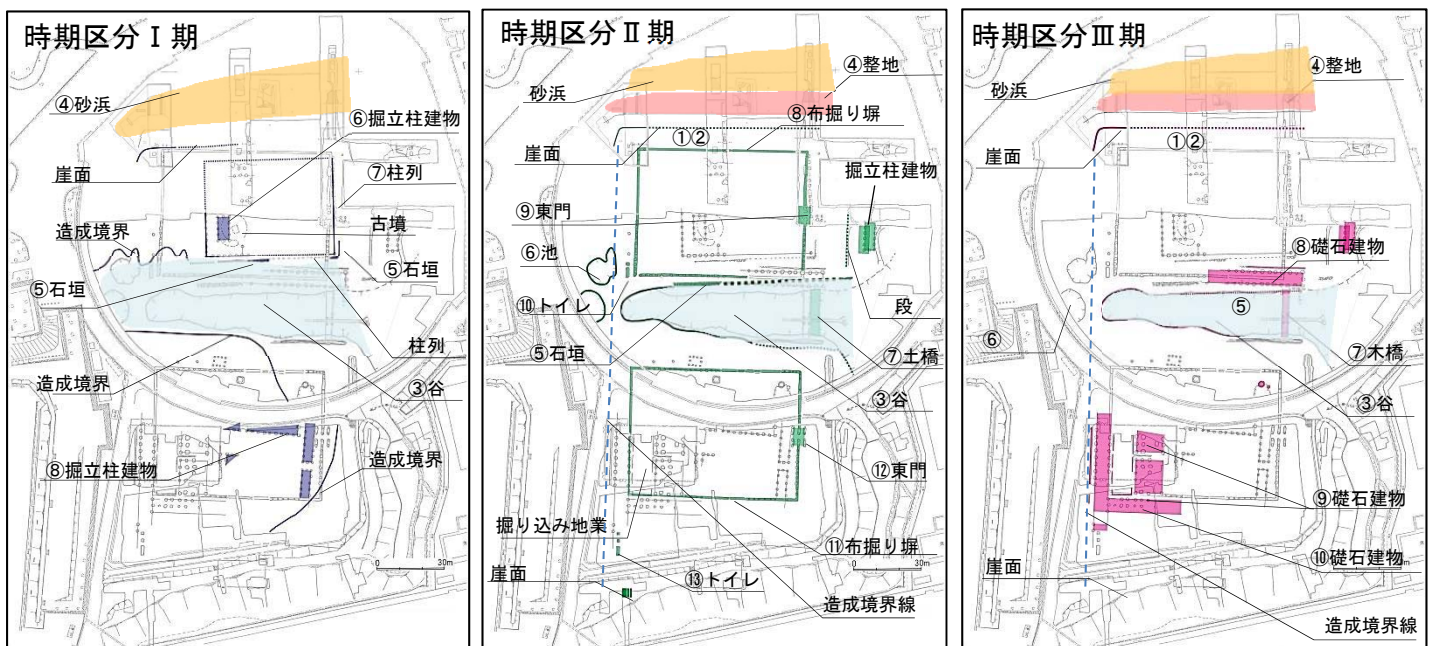
- ・発掘調査の成果や現存建造物、史料等に基づき、復元可能と判断された遺構については、鴻臚館を体感できるような展示が可能かを検討する。その際、必要な盛土保存した上で、当時の材料及び工法等に基づき復元できるかについても検討する。

エ VR、ARの利用

- ・遺構展示や復元展示に加え、年代ごとの風景を再現できるVRシステムを活用し、鴻臚館の様子が映像でわかりやすく伝わる展示方法を検討する。さらに、AR技術を導入し、より高度で豊富な情報提供を行える方法を検討する。

表IV-1 時期区分別構成要素概要

項目		時期区分第Ⅰ期	時期区分第Ⅱ期	時期区分第Ⅲ期
地形	台地	①二つの丘陵を造成した台地 ②北の台地は南側よりやや低い	①造成により敷地を拡張 ②北館と南館の比高差は約 1.2m	①造成によりさらに敷地を拡張 ②北館と南館の比高差は約 1.6m
	谷	③台地の間は深く切込む自然谷	③谷は埋められ幅約 20mの堀状	③埋め立てられて、更に狭くなる
	北側崖下	④砂丘	④落ち際から 20m程整地	④整地のかさ上げ
中央谷	石垣	⑤谷の北斜面に土留石垣	⑤東西 23m、高さ 4.2mの石垣	⑤石垣は埋め立てられる
	池	—	⑥自然谷を埋め立て窪地状の池	⑥池の一つは埋没
	橋	—	⑦谷の開口部に南北を連絡する土橋	⑦土橋から木橋へ
建物	北館	⑥梁間 2 間、桁行 4 間の掘立柱 ⑦「ロ」の字に囲む柱列	⑧長方形に巡る布掘り堀 ⑨東側の掘立柱の門遺構（東門） ⑩2つのトイレ跡	⑧回廊状の礎石建物
	南館	⑧L字型の 4 棟の掘立柱建物で、内部に配置の 1 棟の建物部に配置の 1 棟の建物	⑪北館と相似形の布掘り堀 ⑫東側の掘立柱の門遺構（東門） ⑬布掘り堀の南西に 3 つのトイレ	⑨梁行 2 間、桁行 16 間以上の礎石建物 ⑩回廊状の礎石建物
	総括	北と南の建物主軸方向、構成に差異	南北に同規模、同方向の布掘り堀と東門 南北共に南西の堀外にトイレ	Ⅱ期の基準線を踏襲して規模拡大



図IV-2 時期別遺構変遷図

(3) 景観保全に関わる方針

鴻臚館の存在を視覚的に表現し、福岡城跡との景観的な調和を図っていく。

① 鴻臚館内の景観

- ・ 鴻臚館の地割、堀、トイレ跡、塀、門、石垣、客館等については調査資料に基づき露出展示や平面・立体表示の方法を検討し、鴻臚館らしさを感じられる景観づくりを行う。

② 福岡城跡との境界部の景観

- ・ 史跡の境界部に植栽帯などの緩衝帯の導入を検討し、福岡城跡への視線を和らげ、鴻臚館としての空間を体感できるようにする。

③ 周辺からの景観

- ・ 自然地形を活かして南北2つの丘陵部に分かれていた鴻臚館の配置がわかるような整備を行う。
- ・ 海側から鴻臚館を見た際に、海側と鴻臚館との地形の段差が感じられるような方法を検討する。
- ・ 福岡城天守台跡から鴻臚館跡を望む時、鴻臚館跡としての領域や施設配置等が認識できるような空間整備に取り組む。

(4) 既存施設に関わる方針

既存施設の機能・役割を考慮して、適切な改修、移設を行う。

① 展示館

- ・ 露出遺構の保護を目的とした既設展示館は、雨漏りなど施設の老朽化が見られるため、改修等を検討する。
- ・ 建物の改修が必要な場合、覆屋のデザインは鴻臚館建物デザインとして相応しい形態を検討していく。また、西側の福岡城の石垣の視界にも配慮する。
- ・ ガイダンスに必要な展示施設の保全、充実を図っていく。

② トイレ

- ・ 遺構の保護、景観に配慮しながら、利用者が使いやすいトイレの配置やデザインを検討する。

③ 設備系統の配管、配線

- ・ 遺構復元の方針を踏まえて、景観などに配慮しながら、設備系統の配管、配線ルートの見直しを検討する。
- ・ 柵蓋等景観に配慮したデザインの見直しを検討する。

4 公開・活用

(1) 公開・活用に関わる方針

① 情報発信

- ・ 鴻臚館跡への理解・愛着を育むため、鴻臚館の価値や魅力、発掘調査や整備事業の公開、関連イベントの開催など、さまざまな機会を通じて情報発信を行っていく。
- ・ 市役所、学校、公民館、駅構内（駅前広場）等の施設との連携やインターネット、スマートフォン、情報端末等の活用により、さまざまな場所、方法での情報発信を行っていく。

② 歴史学習

- ・見学者に対する歴史学習プログラムを提供するなど、鴻臚館跡及び福岡城跡を総合的に学ぶためのソフト面等の充実を図る。
- ・次代のまちづくりを担う子どもたちに対して、学校や課外活動などを通して、文化財への愛着を高め保護意識の普及、啓発を進めていく。
- ・福岡市内はもとより、歴史的に関連が深い大宰府等と連携を図り、行政区割りを越えた歴史学習を推進していく。

③ 交流促進

- ・遺跡展示された空間（南館・北館ゾーン）を、古代の歴史・文化の学習の場、迎賓や交流の場として活用していく。
- ・史跡についての共通の理解と認識のもとに、市民と一緒に保存・活用を推進していくための仕組みづくりを検討していく。
- ・福岡市内の様々なイベントと適切に連携を図り、史跡の特性を活かした新規イベント等についても検討していく。
- ・かつて多くの人々が宿泊・滞在し、もてなしの場であったことが体感でき、アジアの交流拠点都市として、諸外国との交流を促進するための活用方法を検討していく。

④ 観光拠点

- ・鴻臚館を起点に、市内に点在する歴史的・文化的な観光資源のネットワーク形成を図り、関連史跡との共同イベントの企画や周遊ルートの作成等、市内観光の拠点となるような取り組みを検討していく。

(2) 案内・解説に関わる方針

① 史跡地内での案内・解説

- ・鴻臚館跡と福岡城跡の二つの史跡が重層的に存在するという特徴が分かる案内・解説を行う。
- ・遺構の立体表示、平面表示は、鴻臚館の規模、役割等を理解し、鴻臚館の空間的魅力が伝わるような案内・解説を行う。
- ・史跡への来場者が古代の人々が見たであろう風景をたどれるような案内・解説に取り組む。

② 展示館での案内・解説

- ・鴻臚館跡の本質的価値や福岡城跡との重層性を伝える解説に取り組む。
- ・多様な映像技術を活かして鴻臚館のイメージを伝え、関心を高めていく。

(3) 便益・管理に関わる方針

① 休憩施設

- ・遺構整備の状況を踏まえ、多くの見学者の利用が集中する主動線付近や眺望として鴻臚館らしさを感じられる視点場となる場所等に、遺構の保護及び景観に配慮しながら、適切な休憩施設の配置を検討していく。

② トイレ

- ・遺構の保護や景観、ユニバーサルデザイン対応や利便性などを考慮しながら、古代のトイレが発見された鴻臚館に相応しいデザイン、構造等のトイレを検討していく。

(4) 周辺文化財との連携に関わる方針

① 福岡城跡との連携

- ・隣り合う史跡としてお互いの景観に対する配慮と、歴史の重層性の表現、全体の動線計画等、一体感をもった史跡整備となるよう連携を図る。

② 大宰府との連携

- ・太宰府市、大野城市、春日市など関係自治体とともに相互の情報交換を進め、連携による魅力的な歴史、文化の継承を図る。

③ 市内文化財との連携

- ・関連する文化財全般の保存・活用において連携し、市内の文化財保護の推進に活かしていく。

〈整備の基本方針の整理〉

4つの基本的な方向性に沿った整備に向けた考え方と基本方針について、以下のとおり整理する。

基本的な方向性	整備に向けた考え方	基本方針
価値を高める（調査・研究）	<ul style="list-style-type: none"> ① 鴻臚館の全容と関連遺跡とのつながりを明らかにする ② 鴻臚館の果たした役割を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な調査研究 ・発掘調査成果のとりまとめ ・確認調査の実施 ・鴻臚館の全容解明研究 <p>など</p>
時をたどる（保存・整備）	<ul style="list-style-type: none"> ① 二つの史跡の重層性を保存し、その特徴を活かす ② 鴻臚館の歴史的空間、特性を表現する 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な方法による保存修復 ・福岡城跡との景観的な調和 ・鴻臚館とその時代の理解と体感 <p>など</p>
ともに学ぶ（公開・活用）	<ul style="list-style-type: none"> ① 福岡の歴史と文化財保護の象徴として、市民の理解と認識を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ・鴻臚館及び福岡城を総合的に学ぶ ・文化財保護意識の普及、啓発 ・歴史学習の推進 <p>など</p>
人をつなぐ（公開・活用）	<ul style="list-style-type: none"> ① 福岡市のシンボルとして、市民が憩い、誇りを感じる史跡へ ② 国内外の人々に鴻臚館の魅力を伝え、歴史的特性を活かした現代的利用を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と一緒にした保存・活用 ・情報発信の取組 ・交流の場として活用 ・観光の拠点となる取組 <p>など</p>

5 段階的な整備の方針

実際の整備に当たっては長い期間を要することから、整備の方針に沿って、福岡城整備やセントラルパーク構想との連携を取りながら、段階的に進める必要がある。また、具体的な整備の内容やスケジュールは整備基本計画で検討する。そこで、この構想では基本計画策定から概ね15年間の段階的な整備としての前期、後期の方針案及びその後の将来像の方針案を示す。

(1) 前期

前期は、概ね5年～10年後を目標時期とし、次のような方針案を示す。

○「鴻臚館の価値の向上と魅力発信および歴史的景観の整備」

- ・ 鴻臚館の全容と関連遺跡とのつながりを明らかにする
- ・ 福岡の歴史と文化財保護の象徴として、市民の理解と認識を深める

〈前期整備の方針〉

項目	主な内容
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発掘調査成果のとりまとめ ・ 確認調査の実施（福岡高等裁判所） ・ 鴻臚館の全容解明に向けた関連分野との連携 <p style="text-align: right;">など</p>
保存・整備	<p>南館・北館ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 古代の地形等復元（建物等が造られていた場所や堀等） ・ 鴻臚館跡展示館の改修等 <p>外郭ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 古代の地形等復元（北館海側の崖等） <p>エントランス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園路等の整備（ゾーン（ア）） <p>関連施設想定ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査成果を踏まえた整備 <p style="text-align: right;">など</p>
公開・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信の取組 ・ 市民参加の仕組みづくり <p style="text-align: right;">など</p>

(2) 後期

後期は、概ね15年後を目標時期とし、次のような方針案を示す。

○「鴻臚館の歴史的空間、特性の再現と利活用面の充実および交流と学びの振興」

- ・ 鴻臚館の歴史的空間、特性を表現する
- ・ 二つの史跡の重層性を保存し、その特徴を活かす
- ・ 国内外の人々に鴻臚館の魅力を伝え、歴史的特性を活かした現代的利用を図る

〈後期整備の方針〉

項目	主な内容
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認調査の実施（舞鶴球技場・野球場） ・ 調査・研究の深化 ・ 関連分野との連携強化 <p style="text-align: right;">など</p>
保存・整備	<p>南館・北館ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物等の復元、遺構表示 ・ 展示館等の施設充実 <p>エントランス+外郭ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外周園路の整備（ゾーンの（イ）（ウ）等） ・ 案内・解説等の充実 <p style="text-align: right;">など</p>
公開・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信の向上 ・ 市民参加の促進 ・ 交流の促進 <p style="text-align: right;">など</p>

(3) 将来像

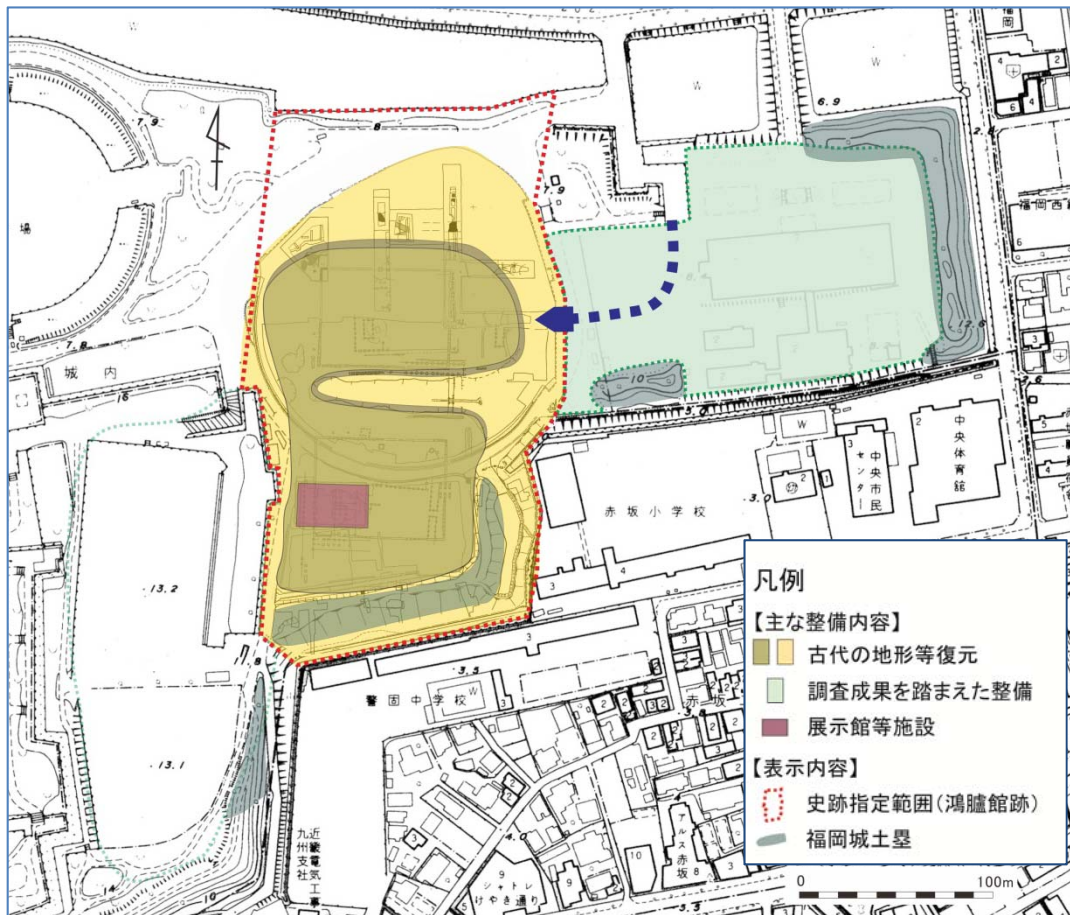
後期以後については、整備の進捗状況や社会情勢などを踏まえながら、基本理念に基づく将来像の実現を目指していく。

○「アジアの交流都市福岡の時をたどり、人々が行き交う場の実現」

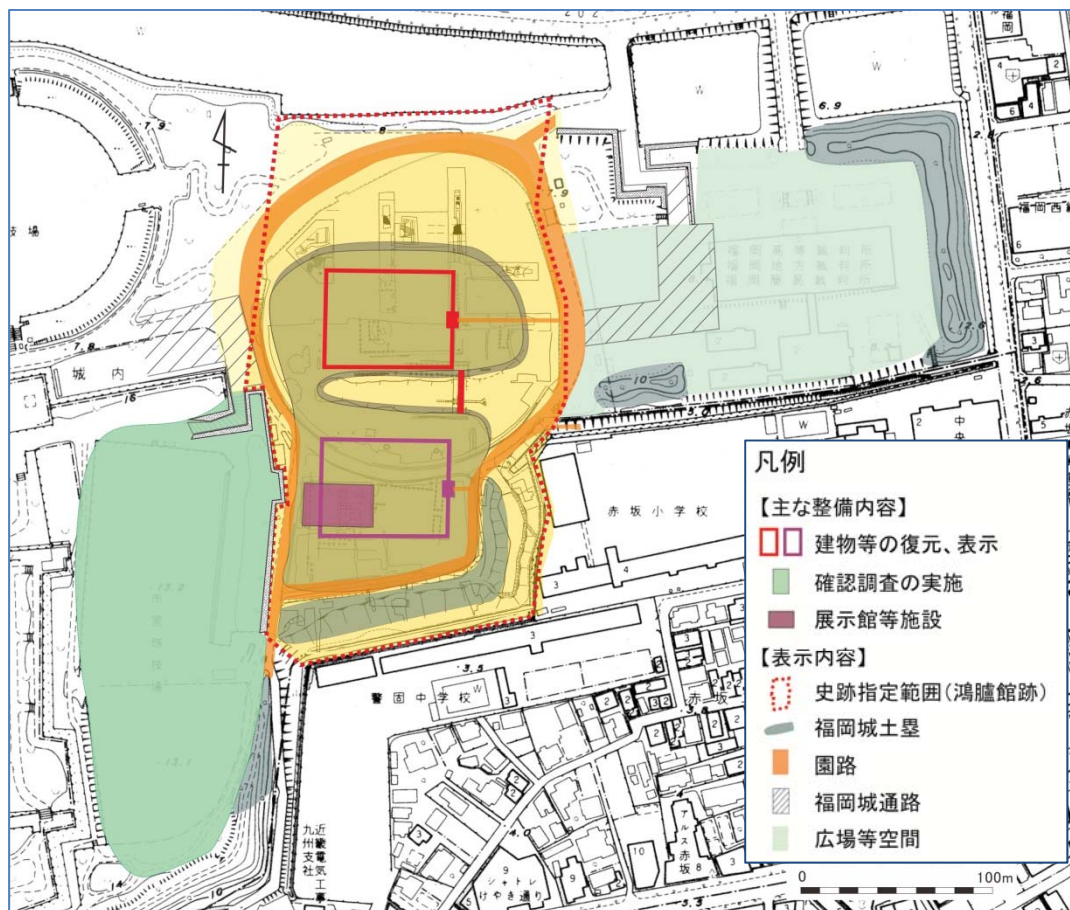
- ・ 福岡市のシンボルとして、市民が憩い、誇りを感じる史跡へ

〈将来像の方針〉

項目	主な内容
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鴻臚館の全容解明 ・ 保存・活用面を含めた総合的調査・研究の充実 <p style="text-align: right;">など</p>
保存・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鴻臚館とその時代が理解、体感できる場に ・ 歴史の重層性をたどる場に <p style="text-align: right;">など</p>
公開・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流の歴史の継承の場として ・ 福岡市の歴史・文化のシンボルとして ・ 市民の憩いの場として ・ 人々の交流の場として <p style="text-align: right;">など</p>



図IV-3 前期整備イメージ図



図IV-4 後期整備イメージ図